

第2次佐倉市青少年育成計画

(佐倉市子ども・若者育成支援推進計画)

～子ども・若者の希望ある未来をめざして～

[平成24年度～平成28年度]



はじめに

第2次佐倉市青少年育成計画

(佐倉市子ども・若者育成支援推進計画)

～子ども・若者の希望ある未来をめざして～



次世代を担う青少年の健やかな成長は、多くの方の願いであり、佐倉市政を預かる私の思いでもあります。子どもたちを育むには、地域の連帯感や家庭の教育力を再生し、子どもたちの基礎的な学力と情操を育むことが大切であると考えています。また、佐倉市の子どもたちが、日常生活において挨拶ができるよう、そして良識を持って、知的に、冷静に自己表現することができるようになって欲しいと願っています。

平成22年4月から施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」として、ここに「第2次佐倉市青少年育成計画」を策定いたしました。この計画は、子どもたちを巡る様々なデータや有識者からのご提言、当事者である子どもたちからのヒアリングを踏まえ策定したものです。青少年の健全育成は、青少年自身の問題ばかりではなく、「子どもは社会を映す鏡」と言われるように、社会の中で大きな役割を果たす「大人」の責務は非常に大きいと感じています。東日本大震災を契機に、今、「家族の絆」、「地域の絆」があらためて評価されていますが、子どもたちにとって、安心して信頼できる大人の存在はかけがえのないものです。

将来の佐倉市を担う子どもたちの健やかな成長を支えるには、市民の皆様、関係機関各位のご理解とご協力が必要です。地域の大人が子どもたちの生活に関心を持ち、大人自らが率先垂範し子どもたちのために行動していくことを願ってやみません。

結びに、この計画を策定するにあたりまして、ご協力・ご尽力をいただきました佐倉市青少年問題協議会委員の皆さま、基礎調査をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成24年4月

佐倉市長 巖 和 雄

目 次

第1章 第2次佐倉市青少年育成計画（佐倉市子ども・若者育成支援推進計画）の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	4
	（1）第2次佐倉市青少年育成計画策定の背景と趣旨	
	（2）第2次佐倉市青少年育成計画の策定経緯	
2	第2次佐倉市青少年育成計画の位置づけ	5
	（1）佐倉市総合計画との関係	
	（2）個別計画との関係	
	（3）子ども・若者育成支援推進法第9条との関係	
3	計画期間	6
4	計画の対象	6
5	子ども等の定義について	7
6	評価の方法	7

第2章 青少年育成の現状と課題

1	第1次佐倉市青少年育成計画について	8
2	青少年育成の現状	8
	（1）人口動態等について	
	（2）学力・体力・進路等について	
	（3）様々な状況にある子ども・若者について	
	（4）子ども・若者を取り巻く状況について	
	（5）佐倉市青少年問題協議会での課題について	
	（6）青少年へのヒアリングから見える課題について	
3	青少年育成の課題	13
	（1）5つの課題	
	①青少年が安心して育つことができる環境づくり	
	②青少年の健やかな心身の発達のための支援	
	③様々な状況にある子ども・若者に対するきめ細やかな対応	
	④子育てや家庭教育に対する支援の充実	
	⑤家庭・地域・学校及び関係機関が連携して子ども・若者を支える仕組みづくり	

第3章 計画における基本目標

子ども・若者と子ども・若者を取り巻く家庭や地域に向けた2つの基本目標	15
------------------------------------	----

第4章 計画の基本方針

計画の基本方針	16
---------	----

第5章 佐倉市青少年育成計画の体系

佐倉市青少年育成計画の体系	18
---------------	----

第6章 青少年育成のための基本施策

1 基本方針1 子ども・若者が安心して育つまちにします	19
(1) 健やかに成長するための健康管理に取り組みます	
(2) 安全・安心のための取り組みの充実を図ります	
(3) 安全・安心のための環境整備に努めます	
2 基本方針2 子ども・若者がたくましく自立をめざして生きるまちにします	21
(1) 様々な体験活動を推進します	
(2) 社会性の育成を支援します	
(3) 子どもの体力の向上を目指します	
(4) 体験のための環境整備に努めます	
(5) キャリアに向けた支援に努めます	
3 基本方針3 様々な困難を抱える子ども・若者と家庭を支援するまちにします	25
(1) 様々な課題を抱える子ども・若者を支援します	
(2) 経済的負担の軽減に向けた支援を行います	
(3) 相談体制の充実努めます	
4 基本方針4 家庭が子育てしやすいまちにします	27
(1) 子育て支援の充実を図ります	
(2) 家庭教育支援の充実を図ります	
5 基本方針5 家庭・地域とともに子ども・若者を育むまちにします	28
(1) 家庭・地域・行政の連携強化に努めます	
(2) 子ども・若者の育成環境の課題共有を行います	

第7章 資料編

1 青少年を巡る人口動態	30
(1) 合計特殊出生率	
(2) 0歳から18歳までの人口	
(3) 生産年齢人口	
(4) 1世帯当たり人数	

2	子どもの学力・体力等について	33
	(1) 子どもの学力	
	(2) 子どもの体力	
	(3) 自分自身のことや生活習慣、規範意識	
3	子どもの進路等について	35
	(1) 中学卒業後の進路	
	(2) 高等学校の中退率	
	(3) 高等学校卒業後の進路	
4	様々な状況にある子ども・若者について	37
	(1) 児童虐待等相談処理件数など	
	(2) 児童扶養手当受給世帯数	
	(3) 外国人登録者数の推移	
	(4) 日本語適応指導事業参加児童生徒数	
	(5) 教育電話相談	
	(6) 不登校児童生徒数	
	(7) 特別支援学級における児童生徒数	
	(8) いじめの認知件数	
	(9) 若年無業者の推計	
	(10) ひきこもりの推計	
5	少年非行について	42
6	子どもの安全について	43
7	雇用状況について	43
8	市民意識調査	44
9	青少年健全育成に係る基礎調査について	45
	(1) 成人層の調査結果の概要	
	(2) 青少年層の調査結果の概要	
	(3) 成人層と青少年層の比較調査結果の概要	
10	策定経過	49
11	子ども・若者育成支援推進法	50
12	佐倉市青少年育成本部規程	56
13	佐倉市青少年育成本部員	58
14	第2次佐倉市青少年育成計画策定部会委員	59
15	佐倉市青少年問題協議会設置条例	60
16	佐倉市青少年問題協議会委員	61

1 計画策定の背景と趣旨

（1）第2次佐倉市青少年育成計画策定の背景と趣旨

佐倉市は、青少年事業の体系化を図るために、平成19年2月に第1次佐倉市青少年育成計画を策定しました。そして、今日まで継続的な事業の展開により、青少年をあたたく育み、青少年とともにまちづくりを行うことを推進してきました。

この間、社会の状況は、情報通信機器の発達やソーシャルメディア¹⁾の発展により大きな変貌を遂げており、この影響によって青少年の交流範囲も、身近な地域社会を超えた広がりを見せるようになっていきます。このような状況の中、青少年がインターネットなどにより手軽に情報を入手するとともに、コミュニティサイト²⁾などでの交流に伴い、青少年の犯罪被害などが多く発生していることは、見過ごすことのできない課題のひとつです。ほかにも、経済状況の低迷により若年層の雇用状況がますます厳しくなるなど、青少年は社会情勢に大きな影響を受けています。

これらを受け、国では平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」を制定しました。この法律は、子ども・若者の抱える問題をこれまでの個別分野による縦割りの対応では限界があるとして、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための枠組み整備や、困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワークの整備を目的としており、平成22年4月1日から施行されています。

さらに国では、子ども・若者育成支援施策を推進するための大綱として、「子ども・若者ビジョン」を策定しています。この中で国は、①子ども・若者の最善の利益を尊重、②子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー、③自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援、④子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施、⑤大人社会の在り方の見直し、という5つの理念を示しています。大人だけでなく、子ども・若者も社会を構成する重要な主体として位置付け、すべての子ども・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者に対しては、地域ネットワークの中で将来の成長を踏まえた上で支援するという考え方を基本としています。

また、千葉県においては、国の「子ども・若者ビジョン」を受け、千葉県ユースアドバイザー養成講習会を展開するとともに、「千葉県子ども・若者支援地域協議会」を平成24年1月に設置しました。併せて、平成24年3月に都道府県子ども・若者計画である「千葉県 青少年総合プラン」（千葉県青少年健全育成計画）を策定しました。この計画では、全ての青少年を地域全体で支え育てる前期計画の方向性を踏まえつつ、困難を有する子ども・若者に対するきめ細やかな支援を基本的な視点として位置づけ、千葉県が目指す青少年施策の方向性を明確にしています。

佐倉市においても、青少年の健全育成を目指して、彼らをあたたく見守る大人たちが集い、多様な事業や地域の交流を展開しています。しかし、現状においては、不登校³⁾やひきこもり⁴⁾といった困難を抱える子ども・若者に対し、これまで以上のきめ細やかな対応が求められており、行政だけでは立ち行かない課題もあり、社会全体で子ども・若者を支えることが重要です。

以上のような社会情勢や課題、国や県の青少年施策を踏まえ、向こう5年間の佐倉市の青少年育成について、第2次佐倉市青少年育成計画を策定しました。この計画において、本市の基本的な考え方を示

し、基本方針に基づく諸施策を推進することによって、佐倉市の子ども・若者が生き生きと生活できる環境づくりを目指していきます。

（２）第２次佐倉市青少年育成計画の策定経緯

本計画の策定にあたっては、青少年健全育成に関する基本計画の策定機関である「佐倉市青少年育成本部」内に「計画策定部会」を設置し、第１次計画で体系化された青少年事業の類型を踏まえて、検討を行いました。そして、青少年問題に取り組む各種団体や警察・家庭裁判所・公共職業安定所をはじめとする関係機関で構成される「佐倉市青少年問題協議会」での意見聴取を経て、パブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を求め、本計画を策定しました。

２ 第２次佐倉市青少年育成計画の位置づけ

（１）佐倉市総合計画との関係

第４次佐倉市総合計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。第２次佐倉市青少年育成計画は、第４次佐倉市総合計画を青少年育成の観点から、より具体的に内容を示す計画です。佐倉市教育委員会とも連携を図りながら、各種施策を推進していきます。

（２）個別計画との関係

青少年に関連する個別計画には、「健康さくら21」「佐倉市次世代育成支援行動計画」「佐倉教育ビジョン」等があります。第２次佐倉市青少年育成計画は、これら個別計画との整合性を図りつつ、青少年の健全育成を推進します。

（３）子ども・若者育成支援推進法第９条との関係

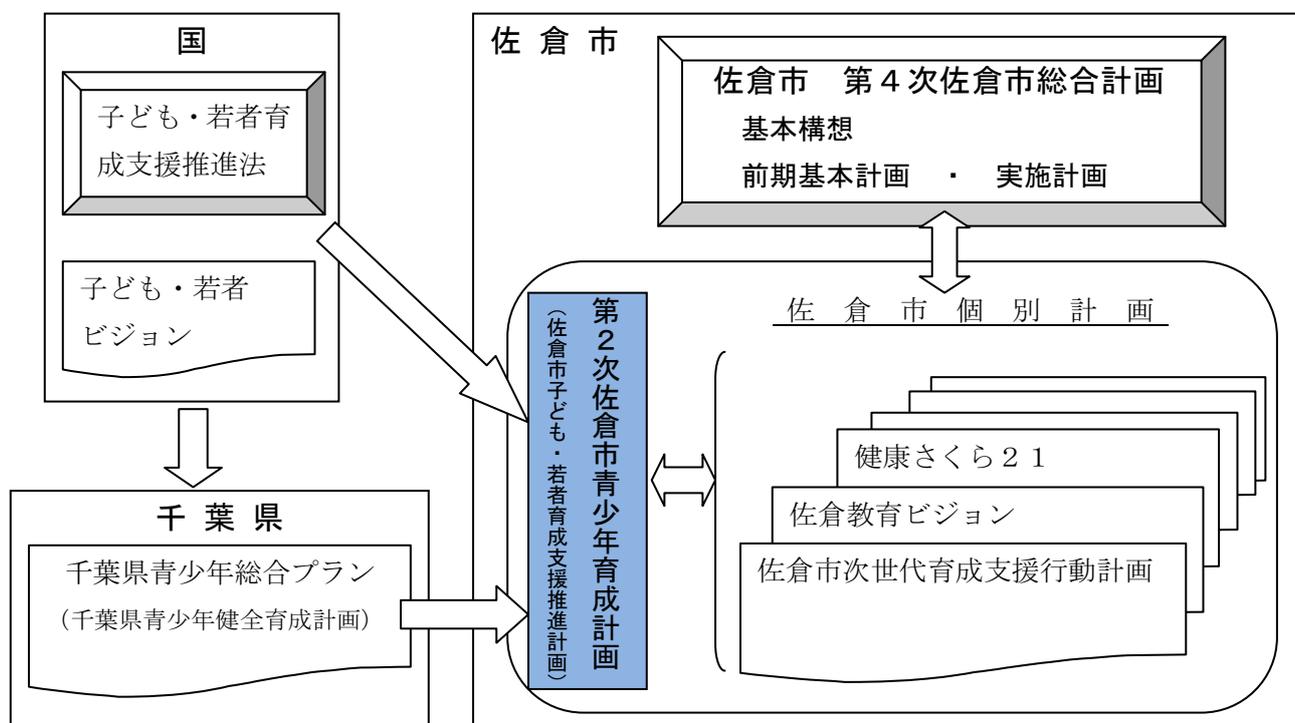
「子ども・若者育成支援推進法」第９条第２項で「市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。」と規定されています。これを踏まえ、第２次佐倉市青少年育成計画を「市町村子ども・若者計画」として位置付けます。

【子ども・若者育成支援推進法】

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条第2項 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更した時も、同様とする。



3 計画期間

本計画の計画期間は、第4次佐倉市総合計画の前期実施計画の施策を踏まえ、平成24年度から平成28年度までの5年間の計画とします。5年目の平成28年度には、それまでの4年間の取り組みや社会情勢について検証し、本計画の総合的な評価を行い、次期計画を策定します。

4 計画の対象

第1次佐倉市青少年育成計画では、小学校入学時（6歳）から概ね24歳を対象としていました。本計画では、子ども・若者育成支援推進法の施行を受け、青少年と社会とのつながりが強くなる小学校入学時（6歳）から青年期（30歳未満まで）を対象としつつ、施策によっては、乳幼児期及びポスト青年期（40歳未満）を含めた対象とし、柔軟な対応を図ります。

5 子ども等の定義について

この計画は、「市町村子ども・若者計画」として位置付けることから、使用する用語については、国の「子ども・若者ビジョン」による注釈を準用することとします。

乳幼児期：義務教育年齢に達するまでの者

学童期：小学生の者

思春期：中学生からおおむね18歳までの者

青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者

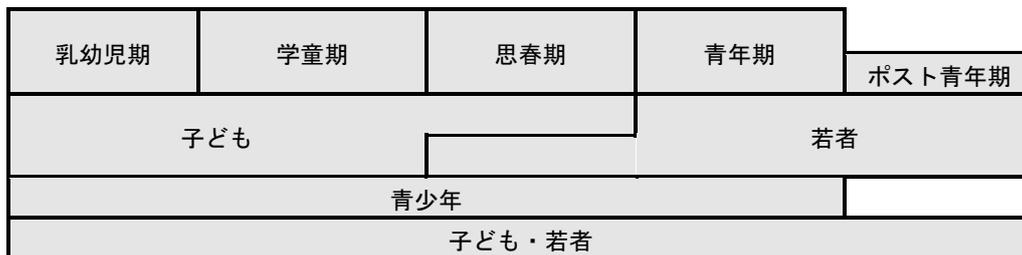
ポスト青年期：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者（施策によっては、40歳未満のポスト青年期の者も対象とします。）

青少年：乳幼児期から青年期までの者（なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とすることを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。）

（「子ども・若者ビジョン」より）



6 評価の方法

青少年問題は様々な要因により形成されています。そこで、本計画の評価の方法としては、個別事業の評価ではなく、大局的な観点での個別データの集約や市民意識調査等の市が行う調査を評価の基礎として、佐倉市青少年問題協議会において、本計画で策定した基本目標や基本方針、基本施策が達成されているか、総合的な評価を行います。

- 1) ソーシャルメディア：twitterやfacebook、SNS、ブログなど、インターネットを利用して個人や組織間のコミュニケーションを促進するサービス。
- 2) コミュニティサイト：共通の関心や価値観、目的を持った利用者が集まって持続的に交流するインターネット上のサービス。
- 3) 不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）
- 4) ひきこもり：仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態。

第2章 青少年育成の現状と課題

1 第1次佐倉市青少年育成計画について

本市は、平成19年2月に第1次佐倉市青少年育成計画を策定しました。青少年の健全育成に係る施策を体系化し、「地域と行政が連携して青少年を育てるまちにします」（基本方針1）、「青少年が自立をめざして生きるまちにします」（基本方針2）、「青少年が安心して育つまちにします」（基本方針3）という基本方針に基づいて青少年の健全育成について推進してきました。しかし、この5年の間に社会環境や青少年の状況には変化が見られ、新しい課題も生じています。それらの課題を見極め、今後の青少年の健全育成について、方向性を見定めていく必要があります。

2 青少年育成の現状 （詳細データは巻末の資料編をご参照ください）

（1）人口動態等について（P30～P32）

青少年を巡る人口動態等に関し、合計特殊出生率¹⁾、0歳から18歳までの人口、生産年齢人口²⁾、1世帯当たり人数を見てみると、少子化・核家族化が進展していることが分かります。

佐倉市における合計特殊出生率は、全国平均を下回りますが、最近の2年間では平成20年の1.04から、平成21年は1.08、平成22年は1.13と上昇傾向に転じています。

また、0歳から18歳までの人口は、平成13年度末には32,828人でしたが、平成22年度末では28,308人となっており、この10年で4,520人減少（△13.8%）しています。さらに、平成22年度末での18歳人口は1,714人であるのに対し、0歳人口は1,150人となっており、少子化の傾向が伺えます。

このような少子化の進展により、生産年齢人口とともに年少人口も減少しており、今後更に老年人口の割合が高くなるものと推測されています。また、世帯数は増加していますが、1世帯当たりの人数が減少し、平成22年度末での1世帯あたりの人数は2.48人となり、核家族化が進んでいる状況にあります。

（2）学力・体力・進路等について（P33～P36）

子どもの学力については、平成21年度の全国学力・学習状況調査の結果を見てみると、小学校・中学校ともすべての領域で、全国及び千葉県 averages を上回る結果となっており、佐倉市の子どもの学力は概ね良好と言えます。

体力の状況については、平成22年度の「新体力テスト」の結果、全国でもトップレベルにある千葉県での種目平均を大幅に下回るものはなく、子どもの体力については概ね良好と言えます。ただし、特定の種目（20メートルシャトルラン、50メートル走、ソフトボール投げ）で、県の平均を下回る学年が多いことから、子どもの心肺持久力・走力・投力が全体的な課題として挙げられます。

次に、平成21年度の「全国学力・学習状況調査」の結果から、子どもの倫理観等について見てみると、小学生、中学生ともに、ものごとに進んで取組もうとする姿勢や規範意識が比較的高い傾向にあることが分かります。ただし、「近所の人にあつたときは、あいさつをしていますか」との問いに対して、「している」「どちらかといえばしている」を選択した中学生の割合（81.0%）が、全国（83.0%）、千葉県（82.7%）に比べ若干下回っていました。このことは、中学生だけの問題ではなく、大人を含め

た地域の課題として捉えるべきものと考えられます。

続いて、平成22年3月卒業生における公立中学卒業後の進路を見てみると、高等学校に進学する者が98.8%を占めており、進学や就職以外の「その他」は1.14%となっています。また、公立高等学校の中退率は概ね2%前後で推移していましたが、平成22年度の中退率は1.62%となっており、減少傾向にあります。

(3) 様々な状況にある子ども・若者について (P37~P42)

①児童虐待

少子化により子どもの数は減っていますが、児童虐待を含む家庭児童相談件数は、平成22年度が469件で、平成19年度以降、微増傾向にあります。児童虐待のみの相談件数についても、平成22年度が200件で、平成19年度以降、毎年、概ね200件前後で推移しています。また、児童虐待の新規相談対応件数の状況については、平成22年度が112件で、平成19年度以降、毎年、概ね100件前後で推移しています。

②ひとり親家庭

児童扶養手当³⁾の受給世帯は、平成22年度末が916世帯で、平成15年度末の受給世帯数(659世帯)と比較すると、8年で257世帯増加しており、ひとり親家庭が増加傾向にあります。

③外国人家庭

外国人登録者の数は、平成22年度末が2,030人で、平成13年度末の登録者数(1,581人)と比較すると、10年で449人増加しています。また、日本語の学習に課題を抱える児童生徒数は、概ね30人前後で推移しています。

④不登校児など

不登校児童生徒数については減少傾向にあります。平成22年度の佐倉市の児童生徒数に対する不登校の児童生徒の割合は、小学生で0.16%、中学生で2.05%となっています。千葉県教育委員会による「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、千葉県の平均は、小学生0.26%、中学生2.74%となっており、佐倉市における不登校児童生徒数の割合は、千葉県平均を小中学校ともに下回っています。

また、特別支援学級では、小学校においては情緒障害と知的障害の人数がともに増加傾向にあり、情緒障害児童数においては、平成17年度が29人でしたが、平成22年度は57人となっています。中学校の情緒障害生徒数は、平成22年度が18人で、平成17年度以降、概ね16人前後で推移しています。

⑤いじめ

いじめについては、平成17年から平成18年にかけて、いじめを原因とした児童生徒の自殺が社会問題化したことから、平成18年11月に当時の文部科学大臣名でいじめについての緊急アピールが出されました。これを受け、佐倉市教育委員会においても、いじめ対策に重点を置いたことにより、いじめの認知件数は減少傾向にあり、平成19年度の481件から平成22年度においては138件となっています。

⑥若年無業者（ニート⁴⁾）

国勢調査（平成17年調査）をもとに若年無業者（いわゆるニート）数を推計すると、15歳から34歳までの年齢層で、佐倉市内に500人程度いるものとみられますが、この数値には、病気療養中の方、障害のため就労が困難な方、自宅学習をしている浪人生などが含まれています。（*国では総務省による労働力調査をもとに推計）

⑦ひきこもり

ひきこもりの推計については、厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」によるひきこもり出現率（世帯当たり0.5%）を用いた場合、平成22年度末で300人程度が佐倉市内の家庭にひきこもっているものとみられます。また、内閣府が平成22年2月に実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する調査）」における15歳以上39歳以下でのひきこもりの割合（狭義0.61%、広義1.79%）を用いると、佐倉市では、平成22年度末で狭義のひきこもり⁵⁾は300人程度、広義のひきこもり⁶⁾は900人程度と推計されます。

⑧少年非行

平成23年版「ちばの少年非行」によると、千葉県全体における刑法犯少年⁷⁾は、これまで減少傾向にあったものが微増に転じており、その8割は万引きや自転車盗という初発型非行で占められています。学識別では高校生（41.9%）が最も高く、次いで中学生（32.8%）となっており、年齢別では14歳から16歳が約7割を占めています。また、薬物乱用少年は、ここ数年20人前後で推移しています。

（4）子ども・若者を取り巻く状況について（P43～P48）

①事件や事故の情報提供

佐倉市教育委員会では、子どもの安全や安心に役立てるため、市内等で起きた子どもに関する事件や事故の情報を「アイアイ（安全・安心）情報⁸⁾」として、いち早く市内全小中学校に情報提供し、市のホームページにも掲載して情報発信しています。主な内容は、呼びとめや公然わいせつ行為などの情報で、学校を通して年間50件前後の通報が寄せられています。

②若者の雇用状況

若者の完全失業率は、全年齢と比較すると常に高い状態です。平成元年の頃は、15歳から24歳では4%前後、25歳から34歳では2%台で推移していましたが、バブル経済が崩壊したあとの平成5年以降から雇用状況が急速に悪化し、平成11年以降、15歳から24歳では9%前後、25歳から34歳では5%前後と高止まりしている傾向があります。経済状況の低迷により、若者を巡る雇用状況は依然、厳しい状況が続いています。

③市民意識調査の結果

平成23年5月から6月にかけて、市内に在住する20歳以上の市民1,000人を対象に実施した市民意識調査では、「地域と連携した青少年の健全育成」と「青少年が安心して育つまちづくり」について、佐倉市民は「相対的によくなっている傾向にある」と認識しています。

また、青少年の成長にとってより一層の取り組みが必要と思われるものについて見てみると、平成22年の同調査では、「家庭教育の充実」「いじめ問題への取り組み」「子どもの体験活動の充実」を挙げる方が多く、平成23年の同調査では、「子どもの体力の向上」「いじめ問題への取り組み」「子どもの学力の向上」が上位3つを占めています。前年に上位にあった「家庭教育の充実」「子どもの体験活動の充実」についても、引き続き高い要望がありました。

④青少年健全育成に係る基礎調査の結果

平成23年3月に、青少年と成人を対象に、青少年を取り巻く課題や家庭・地域・行政それぞれが担うべきと思われる取り組み等について調査しました。成人層の調査結果では、「地域は子どもたちが育つ良好な環境にある」と思っている方が多く見られました。一方、大人は近所の子どもたちへの関心はあるものの、近所の子どもたちを知っている割合は少なく、また、あいさつをしている割合は「よくしている」19.7%、「たまにしている」42.4%で、合計すると62.1%であり、相対的に大人側からあいさつをすることが少ないものと推察されます。また、近所の子どもと交流している割合も少なく、交流が少ない主な理由としては、「近所に子どもが少ない」「交流する機会が少ない」が挙げられています。

子どもたちが「危ないこと」や「悪いこと」をしているのに大人が注意しない理由としては、ともに「何かされると嫌だから」が一番多い理由でした。

子どもたちの育つ環境で問題と思われる事項を尋ねたところ、「とても問題だと思う」「ある程度問題だと思う」を合わせると、「ゲームが生活の一部になっている」「ネットで好ましくない情報が入手しやすい」「少子化で子どもが少ない」「核家族化の進展」「家庭の教育力の低下」「ケータイの普及で子どもの行動が把握しにくい」が高い数値を占めています。

子どもたちに必要な体験としては、「ボランティア体験」「生活体験」「スポーツや武道」「異年齢交流」「農業体験」が挙げられており、子どもたちに身につけてほしい資質としては、「社会のルール」「基本的な生活習慣」「人や自然を敬う気持ち」「基礎学力」となっています。

また、青少年への教育や指導・対応について、誰が担うべきかを項目ごとに尋ね、青少年については、その項目について、どこで教えてもらったか、あるいは教わっていないか調査しました。

成人は、「歴史や伝統について教えること」「自然を大切にすることを育むこと」「あいさつを交わすこと」「公共の場での振舞いを教えること」などの項目について、「地域が担うべき」との意識が高い傾向がみられました。一方、同項目において青少年の認識は「地域で教わった」というよりも「家庭で教わった」であり、現状では青少年の「地域」とのかかわりは高いとはいえません。

これらの結果から、地域と青少年のかかわりあう場や環境の更なる設定の必要性が伺えます。

（５）佐倉市青少年問題協議会での課題について

戦後混乱期における青少年問題に対応するため、昭和 28 年に「青少年問題審議会法及び青少年問題協議会設置法」（平成 11 年、法令名を「地方青少年問題協議会法」に改正）が制定されました。これを受けて、佐倉市は昭和 29 年に「佐倉市青少年問題協議会設置条例」を制定し、青少年問題協議会を設置しました。この協議会においては、青少年の健全育成に必要な施策を推進するための審議や、関係機関相互の連絡調整を行っています。協議会は市長を会長に、青少年団体関係者、学識経験者、関係機関の職員等、現在 27 名により構成されています。

平成 23 年 7 月に行われた佐倉市青少年問題協議会において、青少年を巡る課題について審議したところ、次の 5 つの課題に意見集約されました。

- 少子化による地域地盤の脆弱化や万引き事案を背景に、地域のつながりや地域で青少年を育む活動の重要性が挙げられ、地域を含め、家庭・学校・関係機関の連携等、ネットワーク機能の強化が大切である。
- 子どもにとっては、遊びをはじめ、自然体験や農業体験等、さまざまな体験活動が大切である。
- 社会の要請として協調性やコミュニケーション能力がますます重要になる一方、ゲームや携帯端末の浸透により、子どもたちのコミュニケーション能力が心配である。
- 家庭事情が複雑であるなど、様々な困難を抱える青少年への支援が肝要である。
- 目に見える明らかな不良行為に対して、家庭における役割が機能していない場合がある。

（６）青少年へのヒアリングから見える課題について

平成 23 年 9 月から 10 月にかけて、市内小学校（2 校）中学校（4 校）及び高等学校（1 校）でヒアリングを行い、生活課題を抽出するため、現在困っていること、将来心配なことを確認しました。

その結果、現在困っていることについては、小学生・中学生ともに、「登下校時の安全確保のための通学路等歩道の整備」や「自動車の交通ルールの厳守」を求める声が多く挙がっています。また、「学校設備の充実」を求める意見もありました。他に、「大人へあいさつしても返ってこない」など、地域のつながりが希薄であることへの問題提起も見られました。高校生からは、高校生自身も含め電車の乗降口付近でかたまり、他の乗客の乗降の邪魔をしていることなど、「電車におけるマナー」が挙げられました。他に、高校生になると、より興味や関心、行動範囲も広がるため、「時間やお金がない」との意見も見られました。

将来心配なことについて、小学生からは、少子化でバスなどの公共交通や学校自体がなくなってしまうのではないかと声が上がられているとともに、東日本大震災の影響が残る中、地震等の大規模災害や原発事故に伴う放射能の影響等も挙げられています。中学生では、少子化による将来の社会的負担、政治に対する不信感、将来の雇用状況についての不安が挙げられています。高校生も、少子化による様々な影響を心配しており、中でも年金への不安が強くなっています。就職についても不安を抱えており、これらの課題が実感として解決に至らない状況にあることから、政治に対する不信感も見られました。

3 青少年育成の課題

これまで見てきた青少年育成の現状等から、社会の大きな変化に伴う課題や、青少年の成長期ごとの課題が見えてきました。これらの諸課題を解決して青少年の健全育成を推進していくために、5つの大きな視点で課題を集約しました。

(1) 5つの課題

①青少年が安心して育つことができる環境づくり

青少年が安心して育つためには、青少年を取り巻く環境が安全であることが前提となります。

青少年の健全育成の取り組みは、戦後の混乱や青少年による反社会的問題行動⁹⁾に対する活動が発端であり、これまで多くの市民による地道な努力により青少年を見守り、育み、成果をあげてきました。この状況に安住することなく、今後も継続して青少年の飲酒や喫煙、薬物等に関する意識啓発や、犯罪の防止、有害環境の浄化などに取り組むことが重要です。

さらに、インターネット等の普及により、現状においては保護者が子どもの交流範囲を把握しづらくなり、青少年が犯罪被害に巻き込まれたれり、逆に犯罪に加担してしまう可能性も否定できません。このことから、青少年の情報モラル¹⁰⁾に対する取り組みも進めていくことが必要です。

そして、青少年を取り巻く身近な環境の安全基盤として、歩道整備による通学途上の安全確保が望まれています。

②青少年の健やかな心身の発達のための支援

青少年の健やかな発達のためには、それぞれの成長期において解決しなければならない発達課題があるとされています。青少年の発達課題を解決し、健やかな成長を援助するためには、さまざまな体験活動や学習の場が大切です。体験不足が指摘されてきた自然とのふれあいに限らず、さまざまな社会体験や、本来家庭で学ぶべき生活体験についても支援が必要とされています。各種調査や青少年問題協議会からの指摘においても、子どもの体験活動の充実が挙げられています。

様々な体験を積み重ね、人として成長する過程で社会性を培うことは、地域社会にとっても大切なことです。青少年がたくましさを持ち、社会的に自立し、社会の一員として地域を担っていくことが望まれます。

このため、近年の厳しい雇用状況は、青少年にとって大きな壁となっていることから、学校教育から就労の場へのスムーズな移行のための支援が喫緊の課題となっています。

③様々な状況にある子ども・若者に対するきめ細やかな対応

不登校、ニートやひきこもりなど様々な困難を抱える子ども・若者がいます。これまであった暴力行為やいじめ、万引きなどの反社会的問題行動に加え、不登校、ニートやひきこもりなどの非社会的問題行動¹¹⁾に対応するための取り組みが課題となっています。また、国際化に伴い、日本語が十分に身につけていない子どもや、情緒障害等により特別の支援を要している子どもなど、さまざまな困難を抱える子ども・若者とその家庭に対し、寄り添い、ともに歩む観点での支援が大切となっています。

④子育てや家庭教育に対する支援の充実

子育ての一義的責任（最も重要な責任）は家庭にあり、多くの市民にも「青少年の健全育成にとって、家庭には大きな役割がある」という認識があります。しかしながら、社会の仕組みが複雑になり、多くの親は不安と戸惑いの中で子育てを行っています。女性の社会進出や核家族化、育児相談件数の増加など、家庭での子育てを取り巻く状況は、大きく変化しています。このことから、子育て支援・家庭教育支援の充実を図る必要がありますが、あくまでも子育ての主役は親であることを認識しながら支援することが大切となっています。

⑤家庭・地域・学校及び関係機関が連携して子ども・若者を支える仕組みづくり

子ども・若者を育てるのは家庭ばかりではなく、地域や学校も密接なかかわりを持っています。子ども・若者を取り巻く様々な課題を解決するには、個別の取り組みだけでなく、家庭や地域、学校、そして関係機関などが連携を図り、重層的に子ども・若者を支援する体制を確立していくことが必要です。特に、子ども・若者が育つ地域の役割は重要で、次代を担う子ども・若者を地域で育むという意識を共有していくことが課題となっています。

- 1) 合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。2.07で現在の人口を維持できるものとされている。
- 2) 生産年齢人口：人口統計で、生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口のことをいい、0歳から14歳を年少人口、65歳以上を老年人口という。
- 3) 児童扶養手当：父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために支給される手当。平成22年度からは父子家庭も支給対象となった。
- 4) ニート：15歳から34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。
- 5) 狭義のひきこもり：内閣府が平成22年2月に実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する調査）」に用いたひきこもりの定義。15歳以上39歳以下で「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した者をいう。
- 6) 広義のひきこもり：内閣府が平成22年2月に実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する調査）」に用いたひきこもりの定義。15歳以上39歳以下で「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当した者を「準ひきこもり」とし、先の「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」合わせて「広義のひきこもり」とした。
- 7) 刑法犯少年：刑法等により警察に検挙された14歳以上20歳未満の者。
- 8) アイアイ（安全・安心）情報：佐倉市ホームページ上で掲載されている、市内等で起きた子どもに関する事件や事故の情報等、子どもの安全・安心に役立てられる情報。（<http://www.city.sakura.lg.jp/gakumu/school/ii/ii.htm>）
- 9) 反社会的問題行動：青少年の問題行動の一つ。社会の法律や習慣、社会規範から明らかに反し、逸脱しているとされるような行為のことで、他者に迷惑、危害、不安を及ぼすようなものから、被害者が明確でないものまでをいう。具体的には盗み、暴力、家出、放浪、飲酒、喫煙、盛り場徘徊、不純異性交遊、薬物乱用など。
- 10) 情報モラル：インターネット等のメディアから得た情報を、適切に入手し、理解、活用する能力の基礎となる危険回避やセキュリティについての知識、人に迷惑をかけない態度など。
- 11) 非社会的問題行動：他者との感情交流や自己の責務を回避する行為のことで、具体的には不登校やひきこもりなど。

第3章 計画における基本目標

子ども・若者と子ども・若者を取り巻く家庭や地域に向けた2つの基本目標

多様な経験に基づき社会性を身につけ、
新たな社会を切り拓く力を持つ子ども・若者の育成を目指します。

家庭とともに、地域・関係機関と連携して、
大人としての自覚と責任ある生き方を子ども・若者に示していきます。

昨今の社会情勢は世界規模で変容しており、私たちを取り巻く社会や経済のみならず、これまでの枠組みや制度、引いては価値観にいたるまで、あらゆる面が変化しています。このような時代を生きる子ども・若者にとっては、多様な体験が重要であり、その体験を糧に、様々な局面に対処する力を身につけることが期待されます。また、自立に向けた社会性を身につけることは勿論、物事を多角的に考察する力や自ら課題を発見し解決する力、そして、他者とのコミュニケーションをうまく図り、協力して物事を成し遂げる力が求められています。

また、核家族化の進展により、祖父母を含む多様な子育て観や経験を踏まえた知恵が伝授されにくくなっている状況があります。子育てにとって、経験や学びはとても大切です。家庭教育の充実が求められるところですが、昨今の経済情勢の影響もあり、不安定な状況にある家庭も少なくありません。様々な困難を抱えた世帯に対しては、社会全体で支援することが求められています。

子ども・若者の生き方に大きな影響を与える家庭を中心に据えた支援を行い、家庭、地域、学校、そして関係機関が連携して、子ども・若者を支える必要があります。「子は親の背中を見て育つ」「子どもは社会を映す鏡」と言われます。大人として子ども・若者とどう向き合うかが問われています。

計画の基本方針

- 基本方針1 子ども・若者が安心して育つまちにします
〔子ども・若者の安全・安心の確保〕
- 基本方針2 子ども・若者がたくましく自立をめざして生きるまちにします
〔子ども・若者の体験活動や自己形成支援〕
- 基本方針3 様々な困難を抱える子ども・若者と家庭を支援するまちにします
〔困難を抱える子ども・若者と家庭に対する支援〕
- 基本方針4 家庭が子育てしやすいまちを目指します
〔子育て支援・家庭教育支援の充実〕
- 基本方針5 家庭・地域とともに子ども・若者を育むまちにします
〔家庭・地域・学校及び関係機関の連携充実〕

基本方針1 子ども・若者が安心して育つまちにします

〔子ども・若者の安全・安心の確保〕

子ども・若者の健全な成長には、子ども・若者が安心して育つことができる環境が大切です。社会的に自立した生活を営む上で、健康は大きな前提となることから、子ども・若者の健康づくりを応援します。また、犯罪や非行のない地域社会を目指し、子ども・若者が安心して生活できるような環境作りに加え、インターネット上の有害情報に対しても、情報モラル教育の推進や有害サイトへのアクセス制限サービスの啓発などに取り組みます。更に、通学途上の安全確保などにも努めます。

基本方針2 子ども・若者がたくましく自立をめざして生きるまちにします

〔子ども・若者の体験活動や自己形成支援〕

子ども・若者が様々な体験を通じ、生きる上での学びや気づきを深め、将来の自立に向け、たくましく生きられるよう支援していきます。そのうえで、子ども・若者が社会の中の一員であることを自覚し、自己の自立だけでなく、社会への参画を目指した活動を推進します。また、日常的な外遊びや、スポーツ活動の充実を図ることで、子どもの体力の向上を目指します。このため、子どもの遊び場や若者の居場所など、子ども・若者にかかる施設の充実を図ります。また、昨今の雇用状況の悪化に対し、若者が就労の場へとスムーズな移行ができるよう取り組みます。

基本方針3 様々な困難を抱える子ども・若者と家庭を支援するまちにします**〔困難を抱える子ども・若者と家庭に対する支援〕**

子ども・若者を取り巻く環境は、刻一刻と変化しています。ニートやひきこもりなどの顕在化してきた課題に光を当てる、きめ細やかな対応が求められています。また、いじめや不登校などの従前からの課題に対しても、根絶を目指し、課題の解消に努めて行く必要があります。

他にも、国際化に伴い日本語の習得が十分でない子どもや、障害をもった子ども・若者への支援、子どもを育てる上での経済的負担の軽減、更には、子ども・若者自身が生活に困った時に相談や支援を行う社会資源¹⁾を広く周知し、相談体制の充実などに取り組みます。

基本方針4 家庭が子育てしやすいまちを目指します**〔子育て支援・家庭教育支援の充実〕**

子どもを育てるすべての家庭が、心にゆとりを持って子育てができるよう、子育て支援の充実を図り、支援を必要としている人が気軽に利用できるサービスを提供していきます。

子育てにおける経験と学びはとても大切です。家庭教育は、子どもが接する最初の教育であり、子どもの成長・発達において極めて重要な役割を担うことから、家庭教育について支援の充実を図ります。また、親が地域社会から孤立することなく、地域社会とつながりを持ちながら子育てを行っていくことを応援します。

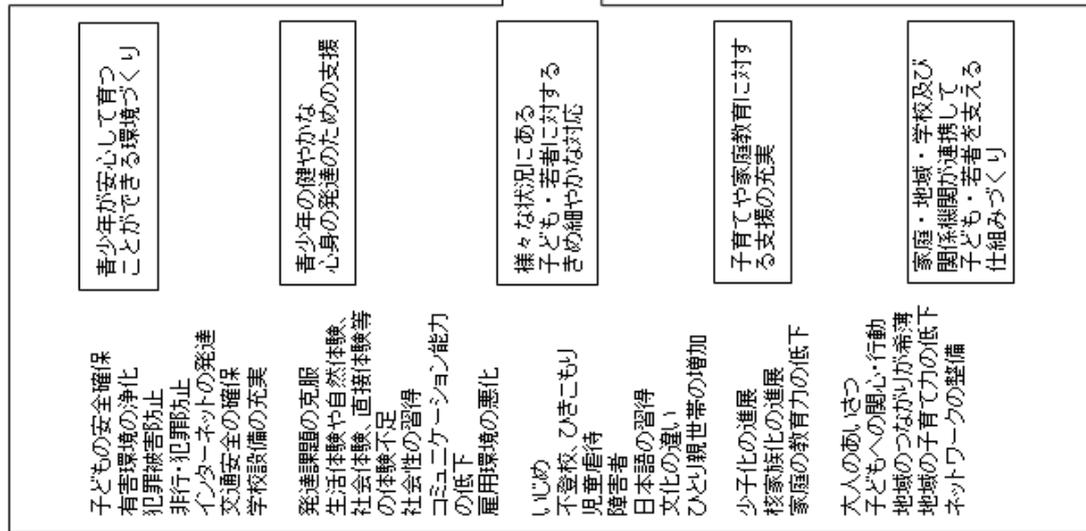
基本方針5 家庭・地域とともに子ども・若者を育むまちにします**〔家庭・地域・学校及び関係機関の連携充実〕**

子ども・若者を取り巻く様々な課題を解決するために、家庭や地域、学校、そして関係機関等が手を携えて、社会全体で子ども・若者の成長を支援するための連携を強化し、重層的に子ども・若者を育成します。また、個々の機関や団体が持つ様々な統計データ等の情報を共有し、課題を明確にした上で、課題解決に向けた青少年育成団体の研修機会を設けるなど、連携体制の充実に努めます。

1) 社会資源：この場合、子ども・若者への支援に関する民間団体及び公的機関並びにこれらで構成されるネットワークなど。

第5章 佐倉市青少年育成計画の体系

5つの課題



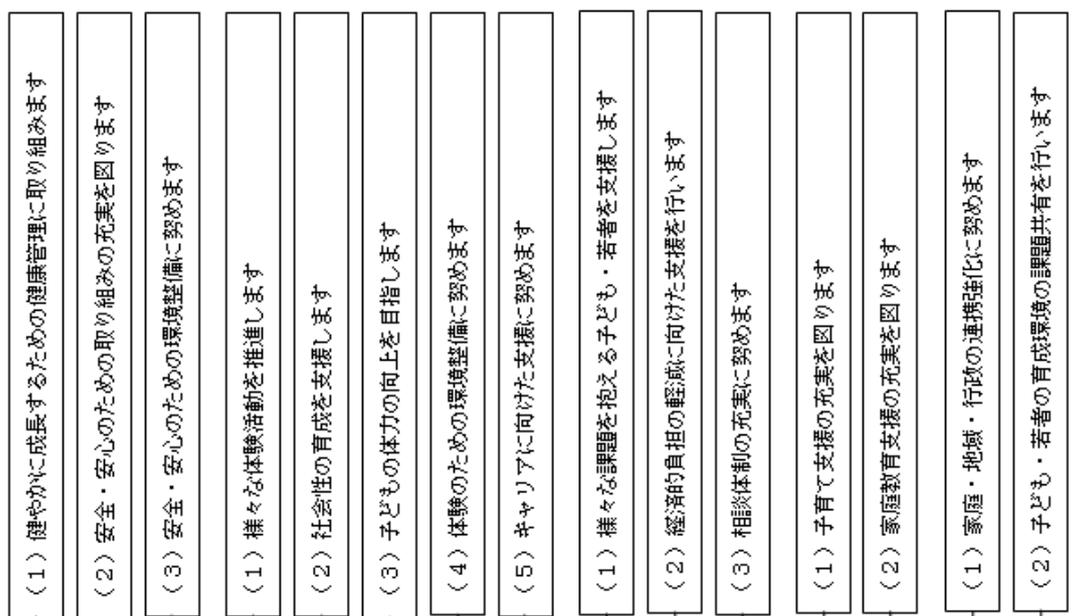
2つの基本目標



基本方針



施策の基本的方向



第6章 青少年育成のための基本施策

1 基本方針1 子ども・若者が安心して育つまちにします

(1) 健やかに成長するための健康管理に取り組みます

子ども・若者の健やかな成長にとって、健康であることはとても大切です。日々の健康管理はもちろんのこと、小児の急病など、いざという時の備えはとても大きな安心となります。このことから、児童生徒の健康診断や感染症等の予防、若者を含めた生活習慣病予防教室を展開するなどして、日常の健康管理に取り組みます。また、日曜・年末年始等の子どもの急病に対処するため、小児初期急病診療所等の運営を行います。

[具体的取り組み]

- 児童生徒の定期・臨時健康診断を実施します。
- 医療機関が休診となる夜間、日曜、祝日、年末年始の急病の方に対処するため、印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会へ委託した休日当番医の実施及び、佐倉市休日夜間急病診療所の運営を行います。
- 医療機関が休診となる夜間、日曜、祝日、年末年始時の小児の急病に対処するため、印旛市郡医師会へ委託し佐倉市小児初期急病診療所の運営を行います。
- 予防接種法に基づき、感染のおそれのあるジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎の予防接種を実施します。
- 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施します。
- 性についての正しい知識の普及、指導を行います。
- 乳幼児・子どもの疾病・傷病に係る健康保険適用の医療費等を助成します。

(2) 安全・安心のための取り組みの充実を図ります

青少年が安心して生活するためには、治安の良さを含め社会全体が安全であることが不可欠です。現状では、青少年に対する呼びとめ行為や公然わいせつ行為などの事例も横ばいとなっています。また、子どもたちからは、登下校での交通安全を願う声も寄せられています。これに対し、犯罪の予防や更生活動を行う団体と連携しての街頭啓発をはじめ、地域における防犯リーダーの育成を行います。

また、登下校時の通学路巡回を行うなどパトロール活動を実施するとともに、子どもたちに対する交通安全移動教室や交通安全の街頭啓発に努めます。さらに、子どもたちと携帯・インターネット等のメディアとのかかわり方については、小中学校での情報モラル教育に加え、地域でのメディア講習会などを開催し、啓発活動を進めます。また、原発事故に伴う放射線の環境調査結果や国際化による多言語化に対応した行政情報の提供を行うなど、青少年が生活しやすい環境づくりに励みます。

[具体的取り組み]

- 登下校時の通学路を巡回するスクールガードボランティアを支援します。
- 地域における防犯リーダーの育成を行います。
- 防犯資器材の貸出しを行うなど、地域の自主防犯活動を支援します。
- 防犯に関する意識を高めるため、防犯キャンペーンなどを展開します。

- 関係団体と連携して、犯罪の予防と罪を犯した人の更生活動、啓発活動に取り組みます。
- 薬物乱用や飲酒・喫煙による心身への悪影響や問題についての教育を行うとともに、チラシやポスター等による意識啓発を実施します。
- 関係機関・団体等と協力し、幼稚園、小学校、中学校における交通安全移動教室の実施、街頭啓発事業の実施、交通安全運動等を実施します。
- 横断歩道、信号機の設置、交通規制等について関係機関への要望を行います。
- AED（自働体外式除細動器）の維持管理を行い、救急体制の充実を図ります。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因として発生した放射性物質の飛散による不安の解消等を図るため、佐倉市放射性物質除染計画に基づき、除染等の必要な措置を講じます。
- 小中学校の児童生徒に対して情報教育の中で、携帯電話やインターネット等の情報モラルについて啓発を行います。
- 地域の青少年育成団体に対して情報モラルに関する情報提供やメディア講習会を行います。
- 外国語広報紙を発行し、外国籍市民に行政及び地域に係る情報を提供します。

（3）安全・安心のための環境整備に努めます

子どもたちからの意見では、歩道の整備やガードレール、街路灯の整備が多く挙げられています。また、学校施設の充実も求められています。そこで、生活道路の拡幅改良や歩道整備等を行い、通学児童を含む交通弱者等に対する安全を確保します。さらに、必要に応じて、街路灯、道路反射鏡、警戒標識、ガードレール及び区画線等を整備します。街路灯については、自治会等が設置・管理するものに係る経費の一部を助成し、市民生活の安全を確保します。また、学校施設の充実については、校舎の耐震補強や適切な施設管理により、安全・安心な教育環境を確保します。

〔具体的取り組み〕

- 都市計画道路、既存幹線道路、通学路の歩道整備を進めるとともに、交通安全施設の設置を進め、利便性・安全性等、道路交通環境の向上を図ります。
- 市道及び法定外道路に関し、草刈りをはじめとした道路の維持・補修等の管理を行い、道路環境の確保に努めます。
- 広範な道路の破損等について、補修工事を計画的に実施し、安全な道路の利用に供します。
- 交通安全、歩行者の安全のため、必要に応じ、街路灯やガードレール等の整備・補修を行います。
- 自治会等が設置・管理する街路灯に係る経費の一部を助成し、市民生活の安全を確保します。
- 耐震診断により耐震改修が必要とされる小中学校施設の改修・耐震補強を行い、安全・安心な学校施設及び防災機能の確保を図ります。
- 小中学校施設の適切な維持管理を図ることにより、円滑な学校運営と快適な教育環境の確保に努めます。
- 公園利用者が安全に快適に利用できるような維持管理等を行います。

2 基本方針2 子ども・若者がたくましく自立をめざして生きるまちにします

(1) 様々な体験活動を推進します

子ども・若者の成長には、遊びをはじめとした様々な体験が欠かせません。昨今は、テレビやゲーム等のメディアに加え、インターネットの発達により、親世代と比べて自然体験などの五感を駆使して遊ぶ経験値が低くなっているとの指摘があることから、公民館での青少年教育事業をはじめ、様々な形で子ども・若者の体験活動を推進します。

[具体的取り組み]

- 公民館主催事業における青少年教育の各種事業を行います。
- おはなし会、子どもの本講座、講演会、体験講座等により、子どもの読書活動を推進します。
- 子ども向けの映画会を実施するなどし、視聴覚教育の向上を図ります。
- 高校や大学などの高等教育機関の機能を活用し、公開講座を開設し、子どもを含めた市民の学びを支えます。
- スポーツ大会やイベントなどのスポーツに親しむ機会を提供します。
- 公民館・図書館等の社会教育施設において、佐倉の特色ある歴史、文化、自然等を学ぶことを通して、豊かな教養と品格を持ち、地域に貢献しようとする態度を育みます。
- 印旛沼を取り巻く自然環境の理解を深めるため、水辺観察会を行います。
- 5月30日を中心に、空き缶等のゴミを拾う一斉清掃活動（ゴミゼロ運動）を行います。
- 社会人を学校に招き、体験学習など多様な学習を展開します。
- 児童生徒が学校を離れ、他校の児童生徒と交流したり、市内の様々な施設を見学するなどし、校外活動を展開します。
- 小中学校を対象に、オーケストラや和楽器などの質の高い演奏会を実施します。
- 美術館と学校が連携した学校教育支援プログラムにより学校の美術学習を支援します。
- 文化財や歴史・文化資産を周知するための各種普及事業を展開します。
- 文化芸術に関する情報誌を発行するとともに、名作映画の無料上映会を開催します。また、文化芸術団体の支援を行います。
- 歴史的なつながりのあるオランダと市民レベルで交流を行っている佐倉日蘭協会を支援し、国際理解の促進を図ります。
- 音楽ホールにおいて、クラシック音楽を中心に質の高い鑑賞事業を実施します。
- 美術館において、市民参加型の展示やワークショップ、イベント等を行います。
- 美術館において、国内外の優れた作品を紹介するとともに、佐倉の美術史に関する展覧会を実施します。

(2) 社会性の育成を支援します

子ども・若者が社会の一員として生活するために、多様な体験を踏まえた上で、自立した個人としての自己を確立するとともに、社会の様々な局面に対応し、自らの力で未来を切り拓いていく力を身に付けることができるよう、健やかな成長・発達を支援します。

〔具体的取り組み〕

- 子どもたちが親元を離れて年齢の異なる集団の中で生活する通学合宿を実施し、子どもの社会性、自主性、協調性を高めます。
- 子ども会の活動を担うジュニアリーダーを育成し、子どもの社会性を培います。
- ゴミの減量化を推進するため、子ども会等による資源回収団体への支援を行います。
- 新成人による成人式運営委員会を組織し、新成人を祝い励ますために成人式を実施します。
- 若者の地域貢献活動実践の場として消防団活動への参加を促します。
- 戦争の悲惨さと平和の大切さを学習する各種平和事業を実施します。
- 子ども議会を開催し、小中学生の市政への関心を深めます。
- 成人式での選挙啓発資料の配布など、青少年に対し選挙に対する関心を高めます。
- 広聴事業の中で、若い世代からの意見聴取に努めます。

トピックス1 ～こんな大人になりたい、こんな大人になりたくない～

かつて、青少年育成国民会議が、子どもから大人に対する意見や提案を寄せてもらいました。そこには、子どもたちからの大人に対するこんな視点がありました。

【こんな大人になりたい】

- 行動や後ろ姿で示せる大人
- 自分に素直で、夢を持って生きている大人
- 大切なことは何かを気付かせてくれる大人
- 子どもを温かく見守ってくれる大人
- 子どもの立場になって考えられる大人
- 子どもの話を聞いてあげられる大人
- 子どもと一緒に悩み、考えることができる大人
- 子どもを励ましたり、良いところは褒め、悪いところは叱れる大人

【こんな大人にはなりたくない】

- 自己中心的で、思いやりがなく、理不尽な大人
- けじめがなく、マナーや法律違反をとしても罪の意識がない大人
- 家庭より仕事を優先する大人
- イライラ怒りやすく、やかましい大人
- 大人としての自信や責任感がなく、夢や覇気のない大人
- 子どもの話を聞かない、考えを理解しようとししない大人
- 子どもを見下し、偉そうな態度をとる大人
- 子どもを信用していない大人、信頼しない大人
- 自分の間違いを素直に認めない、あやまらない大人
- 子どもの個性を認めない、外見で判断し子どもの内心を見ようとししない大人
- 暴力をふるう大人
- 自分の考えを押し付ける、口先だけで物事を解決しようとする大人

(3) 子どもの体力の向上を目指します

平成22年度の新体力テストの結果をみると、全国においてトップレベルにある千葉県の平均と比べ、子どもたちの心肺持久力・走力・投力がやや劣る傾向にあります。

このことから、児童生徒がより楽しく自主的に体を動かせるよう体育指導の研究を引き続き行っていきます。また、佐倉市体育協会やスポーツ推進委員などと連携し、各種スポーツ事業を推進する中で、子どもたちのスポーツ活動を推進し、体力の向上に努めます。

[具体的取り組み]

- 学校教育の中で子どもたちの体力向上に向けた事業に取り組みます。
- 学校の校庭・体育館を開放し、市民のスポーツやレクリエーション等の活動の場を提供します。
- スポーツ推進委員とともに、スポーツの普及を推進します。
- スポーツリーダーバンク制度の活用により、各種競技の指導者を地域や学校へ派遣します。
- トップアスリートを招き、スポーツ教室を開催します。
- スポーツ大会やイベントなどのスポーツに親しむ機会を提供します。(再掲)
- スポーツ少年団の活動を支援します。

(4) 体験のための環境整備に努めます

遊びをはじめとして青少年が様々な活動に取り組めるよう、子どもの居場所づくりを推進するため、子どもの遊び場や公園の維持管理、ヤングプラザや青少年センター等の青少年関係施設の充実、草ぶえの丘や市民の森での子どもたちが自然とふれあえるような活動を支援します。

[具体的取り組み]

- 子どもの遊び場の遊具等の点検及び修繕を行います。
- 児童センターの適正な維持管理を行います。
- 青少年健全育成のため、青少年センター・青年館の管理・運営を行います。
- 学校でも家庭でもない青少年の居場所としてヤングプラザの管理・運営を行います。
- 佐倉草ぶえの丘の管理・運営を行う中で、青少年をはじめ多くの市民へ体験と憩いの場を提供します。
- 子どもたちをはじめ多くの市民が自然とふれあい、心豊かに成長する場として、市民の森の管理を行います。
- 公園利用者が安全に快適に利用できるような維持管理等を行います。(再掲)

(5) キャリアに向けた支援に努めます

学童期や思春期における職業観を育成するためのキャリア教育¹⁾の一環として、市内経済団体などとの連携による小中学校の職場体験学習の充実に努めます。また、昨今の厳しい雇用情勢を踏まえ、就業・能力向上に関するセミナーや雇用関連情報の提供を行います。また、知的障害者に対しても市役所内での就労訓練の場を設けます。

〔具体的取り組み〕

- 小中学校の職場体験学習の充実のため、市内経済団体との連携を図ります。
- 産業まつりの中で、未来の担い手育成に配慮した展示や市内企業の採用情報の提供などを行います。
- 佐倉共同高等職業訓練校の運営を支援し、木工技術者の育成を行います。
- 成田公共職業安定所と連携し、雇用情報の提供と就労相談などを行います。
- 知的障害者に対して市役所内での就労訓練と一般企業への就職を支援する「チャレンジドオフィス さくら」を推進します。



3 基本方針3 様々な困難を抱える子ども・若者と家庭を支援するまちにします

(1) 様々な課題を抱える子ども・若者を支援します

様々な困難を有する子ども・若者とその家庭のために、必要な支援に取り組みます。具体的には、地域の中で児童を見守る民生委員・児童委員に対する支援やひとり親家庭、障害者等の個別課題の解消・軽減に努めます。また、新たな課題である若者の結婚に対する支援にも取り組みます。

[具体的取り組み]

- 民生委員・児童委員の活動を支援し、連携を図る中で、ひとり親世帯の自立支援や虐待の防止に努めます。
- ひとり親家庭自立支援員を雇用し、ひとり親からの相談を受ける中で、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。
- 養育支援が必要な家庭に対し、家庭訪問による支援を実施します。
- 障害をもつ児童生徒等を支援するため、特別支援教育支援員を小中学校等へ派遣します。
- 障害者自立支援法によるホームヘルプサービスなど、介護給付を提供します。
- 障害者の地域生活を支援するため、障害者一時介護事業や日中日帰りショートステイ事業、移動の支援事業等を実施します。
- 障害者自立支援法による就労の訓練など、訓練等給付を提供します。
- 障害者に対し、車いすや、義肢、補聴器などの補装具費の給付を行います。
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を推進します。
- 帰国子女や外国人児童生徒の中で日本語の習得が十分でない児童生徒に対し、外国語の話せる日本語適応指導員を配置します。
- 市内在住・在勤の外国人を対象に、日本語で意思疎通が可能となるよう、日本語講座を開催します。
- 佐倉市婚活支援協議会の事業を支援し、結婚を迎える世代の出会いの場を提供します。
- ニートを含む若者の職業的自立に向けた活動を支援します。

(2) 経済的負担の軽減に向けた支援を行います

様々な困難を抱えているため、経済的に生活に負担が生じている家庭に対し、個別の事情に応じ医療費の助成や経済的援助を行います。

[具体的取り組み]

- 経済的理由で就学が困難な児童生徒に対し、教育に係る費用を援助します。
- 経済的な理由により高等学校等に修学することが困難な方に対して、学資の一部を支援し、その経済的負担の軽減を図ります。
- 一定の所得額に満たないひとり親家庭等に対し、医療費等の自己負担額の一部を助成します。
- ひとり親家庭等の児童生徒が小学校、中学校及び高等学校に入学するとき、また、中学校を卒業して就職するときに祝金を支給します。

- 著しい重度の障害があり常時特別の介護を必要としている重複障害のある方で一定の基準を満たす方等に対し、特別障害者手当等の給付を行います。
- 重度心身障害者に対する医療費の助成を行います。
- 重度・中度心身障害児の保護者に対し、福祉年金の給付を行います。
- 特定疾患による長期療養者を援護し、その生活の安定と福祉の増進を図るため、特定疾患医療受給者票及び、小児慢性疾患医療受診券所持者に見舞金の支給を行います。

(3) 相談体制の充実に努めます

子ども・若者や、子育てについて保護者が困難を抱えた時に、気軽に相談でき、親身な対応や適切な助言により次の一歩を着実に踏み出すことができるような相談体制が大切になります。また、ひきこもりや中途退学者に対する支援が行き届いていないことから、その様な課題に対応する体制作りに取り組みます。

[具体的取り組み]

- 子どもや家庭の様々な問題に対して、相談に応じるとともに、児童虐待への対応を実施します。
- 小中学校の児童生徒におけるいじめや不登校、その他の不安に対して、面接や電話、訪問での相談を行いながら、悩みの解決に向けて支援します。
- ヤングプラザにおいて、悩みを抱える若者等の相談に応じます。
- 交通事故被害者の支援のため、交通事故相談を実施します。
- 障害者からの日常に係る相談や専門的な相談の場を提供します。
- 在宅の障害児等を対象とする相談支援体制を強化します。
- こころの健康に関する悩みについて精神科医による個別相談を行います。
- 市内在住外国人の市民生活支援のため、生活相談を実施します。
- 法律・人権・行政相談や結婚相談など、各種相談を実施します。



4 基本方針4 家庭が子育てしやすいまちにします

(1) 子育て支援の充実を図ります

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供する学童保育所を運営し、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。また、子どもをもつ方々が安心して子育てできるよう、ファミリーサポートセンター事業を実施し、地域で子育てを助け合う環境づくりに取り組みます。

[具体的取り組み]

- 保護者の就労などにより、放課後保育に欠ける児童の居場所を確保するため、学童保育所を運営します。
- 子育ての援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、地域において子育てを助け合うファミリーサポートセンター事業を実施します。

(2) 家庭教育支援の充実を図ります

家庭教育は、基本的な生活習慣や豊かな情操、他人に対する思いやりや、善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、そして社会的なマナーなどを身につける上で基盤となるものです。子どもの成長発達において、極めて重要な役割を担う家庭教育の充実を図るため、各種講座や将来の子育てに向けた中高生を対象とした子育て理解講座などに取り組みます。

[具体的取り組み]

- 家庭教育に関する講座を幼稚園や小中学校で開設し、家庭教育を支援します。
- 就学時健診や中学校入学説明会等、すべての保護者が集まる機会を活用し、家庭教育に関する学習機会を設けます。
- 将来の親となる子どもたちに対し、家庭の役割について学習機会を設けます。
- 公民館や図書館において家庭教育に係る各種事業を展開します。

トピックス2～母の日は5月第2日曜日、父の日は6月第3日曜日、家庭の日は？～

母の日や父の日、そして子どもの日は誰もが知っている日ですが、実は「家庭の日」というのもあって、「毎月第3日曜日」がそれにあたります。始まりは、昭和30年代の鹿児島県で、家庭の中で家族の絆が薄れつつあることと、当時ほとんど休みのなかった農家のための「農休日」という考えが一緒になって生まれたと言われており、その後、全国に広がりました。

家庭は、家族の安らぎの場であり、青少年にとっては人格形成の基盤となるものです。「家庭の日」を、これら家庭の役割をあらためて見つめ直すきっかけとしてみてはいかがでしょうか。

毎日が母の日であり、父の日であり、子どもの日であり、また、家庭の日でもありますように。

5 基本方針5 家庭・地域とともに子ども・若者を育むまちにします

(1) 家庭・地域・行政の連携強化に努めます

子ども・若者が健やかに育つためには、保護者や教師だけでなく、そこで生活する地域の方々とのかわりが大切です。子ども・若者が抱える問題は、彼ら自身の問題だけでなく、大人を中心とした社会の問題でもあります。基礎調査では、子どもに関心があるものの、あいさつや交流に結び付いていない大人の姿が浮かび上がりました。子ども・若者を心豊かに、健やかに育むためには、家庭、地域、学校等が一体となった取り組みが必要です。社会への働きかけを強化し、家庭を含め子ども・若者と地域の方々との連携や交流の基盤となる地域づくりを推進します。

[具体的取り組み]

- 開かれた学校づくりを推進するため、学校運営委員会や教育ミニ集会を開催します。
- 今後の教育施策に生かすため、佐倉市の教育施策を広く市民に理解してもらうとともに、佐倉の教育に関する意見や提案をいただく場として、教育懇話会を開催します。
- 関係団体と連携して、犯罪の予防と罪を犯した人の更生活動、啓発活動に取り組みます。(再掲)
- 青少年を核とした地域のつながりや家族の絆を強めるため、地域で活動する青少年育成団体を支援します。
- 地域の方に通学合宿の運営に関わっていただくことで、地域で子どもたちを育もうとする意識を高めます。
- スポーツ少年団の活動を支援します。
- 地域まちづくり協議会の事業を支援することにより、自治会等や学校、団体間の連携・交流を進めます。
- 情報の共有や学習機会の提供など、市民公益活動を支援することにより、協働による地域づくりを推進します。
- 防犯資器材の貸出しを行うなど、地域の自主防犯活動を支援します。(再掲)

トピックス3～地域の中での青少年育成活動～

青少年非行のピークは、戦後まもなくの混乱期と、高度成長に伴って社会のありようが変化した昭和30年代末、そして第2次ベビーブーマー世代が思春期を迎えた時代の3つのピークがあります。

2つ目のピークである昭和38年に委嘱がはじまったのが、青少年相談員です。現在、小学校区ごとに2～3名、計65名の方々が千葉県知事と佐倉市長から委嘱を受け、子どもたちとともに行動し、地域の中で青少年育成活動の指導者として活動しています。佐倉市青少年相談員の活動は、各地区ではごみゼロ運動や地域のお祭り、たこづくり講習会などを、そして市内全域ではドッジボール交流大会やたこあげ大会、綱引き大会の企画運営など多岐にわたっています。

3つ目のピークである昭和57年には、暴走族の問題や校内暴力に対し、市民1人ひとりが問題解決に取り組み、家庭や学校、そして地域がそれぞれの立場で、各種団体と行政が連携して健全育成を推進していくことを目的に、佐倉市青少年育成市民会議が結成されました。青少年育成市民会議では、畑の学校という親子農業体験や各地区活動では、夜間パトロール、地域交流を目的としたイベントな

どを展開しています。

地域の中で、子どもたちが、悪いことをしていたら叱ってあげる、けんかをしていたら仲裁に入る、良いことをしていたら褒めてあげる。大人世代が、そうやって地域の方に育てられたように、子どもたちと接したいものです。そのためには、日ごろからの近所付き合いが大切になってきますね。

(2) 子ども・若者の育成環境の課題共有を行います

子ども・若者に関する各所属が協力する中で、個別に所管している情報や課題の共有化を図り、全体像や必要とする個別事例を把握し、組織的に今後の施策に反映できる仕組み作りに取り組みます。

[具体的取り組み]

■市の関係所属や青少年育成団体、関係機関とともに子ども・若者に関する課題を共有し、課題の解決を目指す協議会づくりについて検討します。

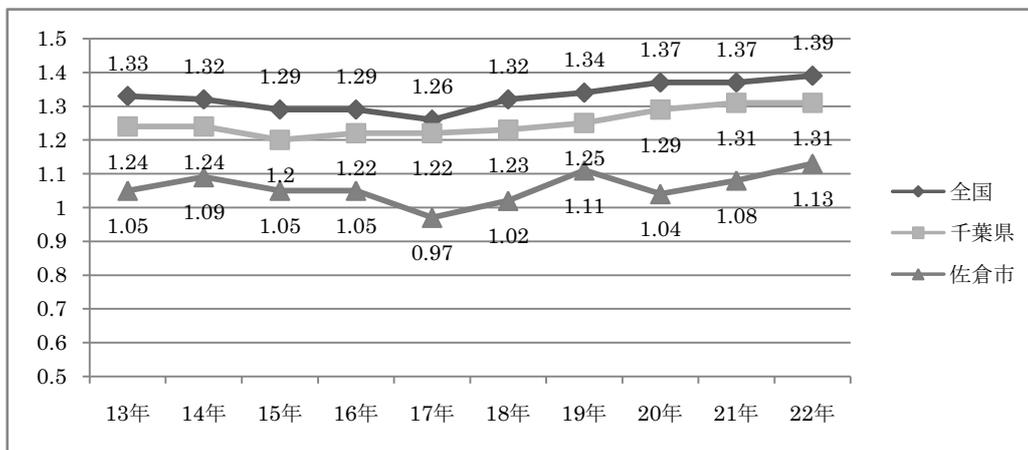
1) キャリア教育：児童生徒に望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

第7章 資料編

1 青少年を巡る人口動態

(1) 合計特殊出生率

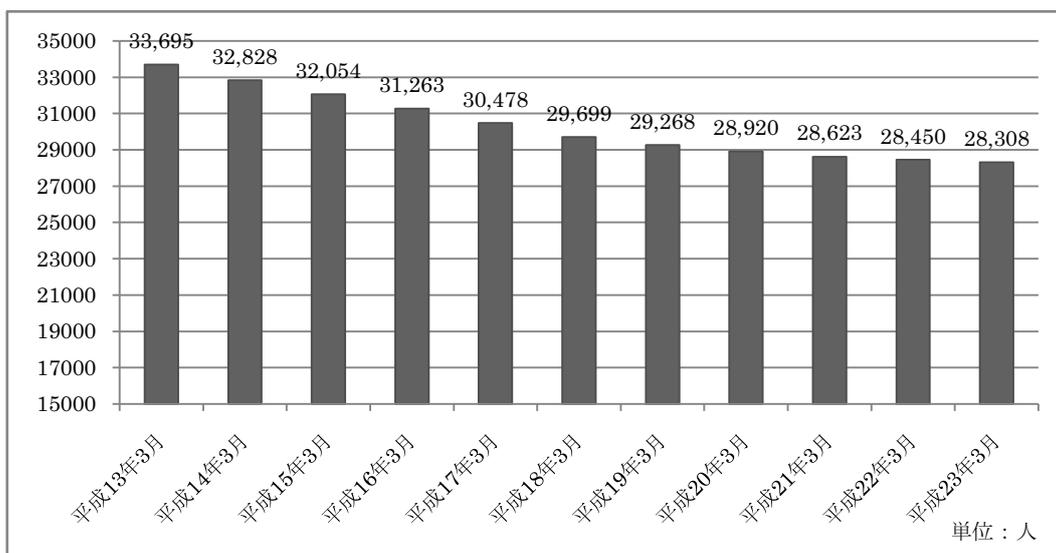
佐倉市における合計特殊出生率は、全国平均を下回り、千葉県下にある市の中でも、低い位置にあります。2.07で現在の人口を維持できるとされている中で、平成22年は1.13という数値になっていますが、平成17年以降、増減を繰り返しつつも上昇傾向に転じています。



年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
全国	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39
千葉県	1.24	1.24	1.20	1.22	1.22	1.23	1.25	1.29	1.31	1.31
佐倉市	1.05	1.09	1.05	1.05	0.97	1.02	1.11	1.04	1.08	1.13

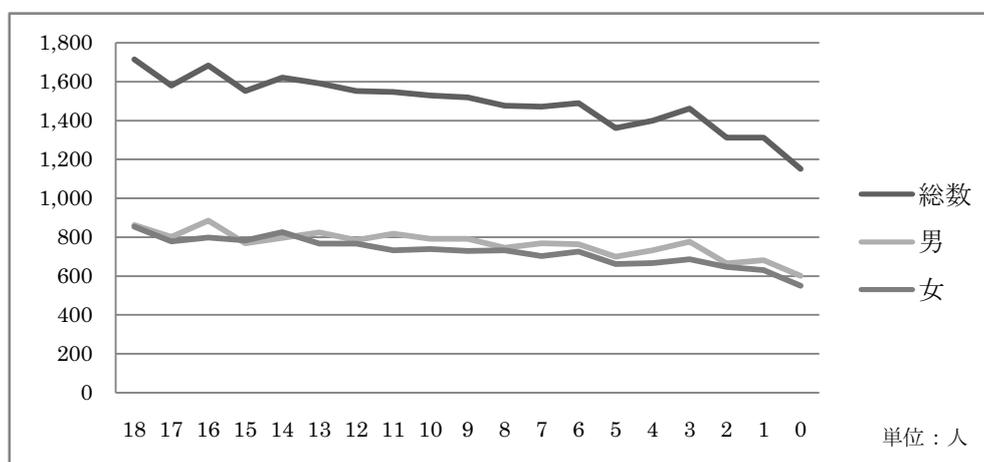
(2) 0歳から18歳までの人口

平成17年に日本全体が人口減少社会に突入し、佐倉市も少子高齢化が進展し、0歳から18歳までの人口の減少に歯止めがかかっていません。平成13年度末に32,828人いた0歳から18歳までの人口が、平成22年度末においては、28,308人となっており、平成13年度末比で4,520人減少（△13.8%）しています。



年度末	0～18歳人口(人)	対H13比(%)	年度末	0～18歳人口(人)	対H13比(%)
平成12年度	33,695	100.0	平成18年度	29,268	86.8
平成13年度	32,828	97.4	平成19年度	28,920	85.8
平成14年度	32,054	95.1	平成20年度	28,623	84.9
平成15年度	31,263	92.7	平成21年度	28,450	84.4
平成16年度	30,478	90.4	平成22年度	28,308	84.0
平成17年度	29,699	88.1			

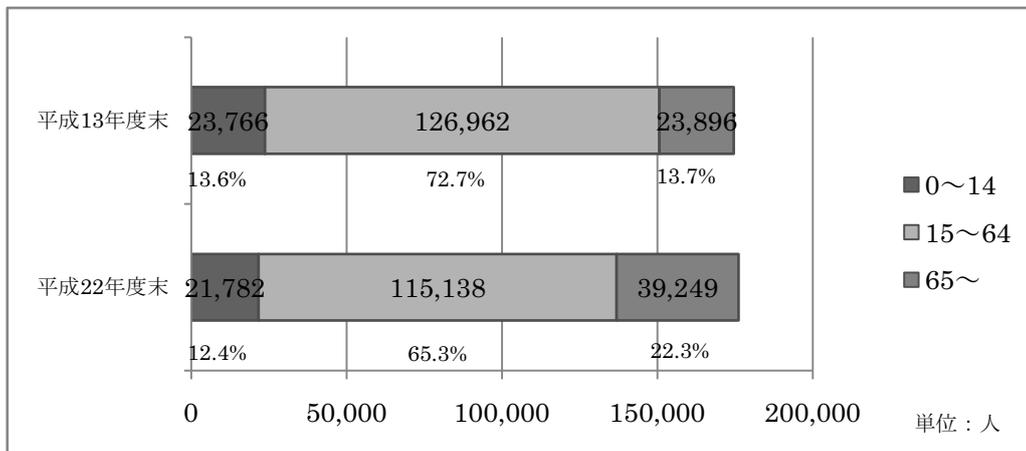
平成22年度末での0歳から18歳までの年齢別人口を見るとばらつきはあるものの、少子化の傾向は顕著であることがわかります。佐倉市で1年間に生まれる子どもの数が1,000人を割ることも考えられる一方、東日本大震災を契機に結婚に向けた動きが見られるとの報道もあり、注視が必要な数値となっています。



年齢	総数(人)	男	女	年齢	総数(人)	男	女
0	1,150	600	550	10	1,528	790	738
1	1,311	680	631	11	1,547	816	731
2	1,311	664	647	12	1,551	784	767
3	1,461	775	686	13	1,591	824	767
4	1,398	732	666	14	1,621	796	825
5	1,360	698	662	15	1,551	768	783
6	1,488	762	726	16	1,682	884	798
7	1,470	768	702	17	1,579	801	778
8	1,476	745	731	18	1,714	861	853
9	1,519	791	728				

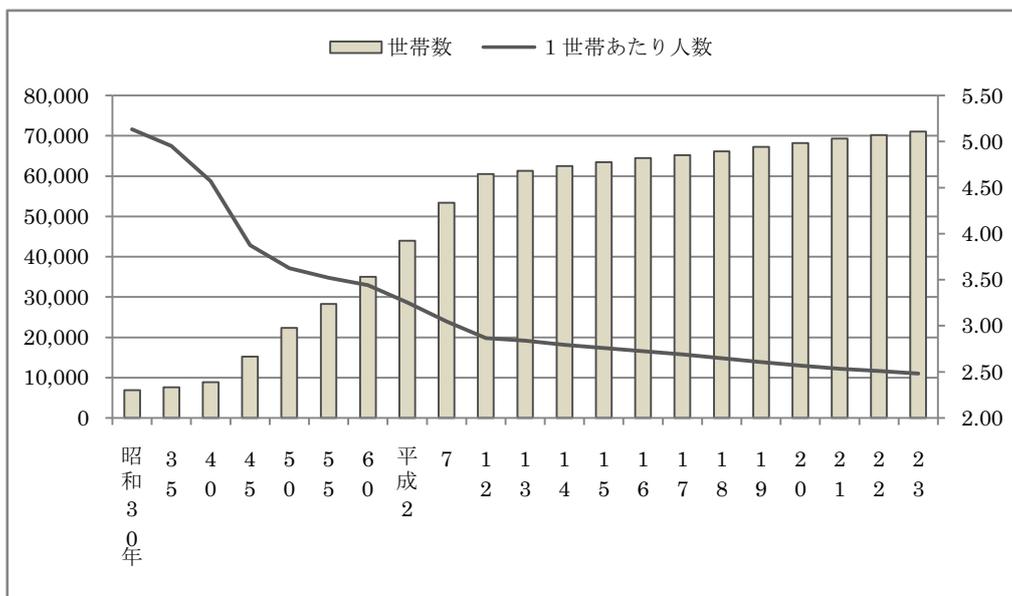
(3) 生産年齢人口

平成22年度末における佐倉市の全人口に占める生産年齢人口は115,138人で、全人口に占める割合は65.3%となっています。これを平成13年度末の数値と比べると生産年齢人口とともに年少人口が減少する一方、高齢人口が増加し、少子高齢化が顕著になっています。



(4) 1世帯当たり人数

佐倉市の世帯数と1世帯当たりの人数を見てみると、平成23年3月末では、世帯数が71,010世帯で、1世帯あたりの人数は、2.48人となっています。昭和30年3月末に1世帯あたり人数が5.13人であったものが、昭和40年度末で4.57人、平成7年度末で3.05人、平成9年度末で2.99人と3人を割り込んで以降も下降をたどり、核家族化が進展しています。



2 子どもの学力・体力等について

(1) 子どもの学力

平成21年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小学校・中学校ともすべての領域で、全国及び千葉県の平均正答率を上回る結果となっており、佐倉市の子どもの学力は概ね良好と言えます。

小中の別	小学校				中学校			
	国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
科目	主に知識		主に活用		主に知識		主に活用	
内容	主に知識		主に活用		主に知識		主に活用	
佐倉市	73.4	54.3	82.0	59.2	79.9	77.5	64.2	60.2
千葉県	71.0	51.3	79.8	56.3	76.8	74.6	61.6	56.7
全国	69.9	50.5	78.7	54.8	77.0	74.5	62.7	56.9

(2) 子どもの体力

平成22年度の新体力テストで、小学5年生と中学2年生の結果を見てみると、種目・学年・性別により千葉県平均を上回るものがあれば、下回るものもあるものの、平均値を大幅に下回るものはなく、子どもの体力については、概ね良好と言えます。ただ、20メートルシャトルラン、50メートル走については、すべての学年で県の平均値を超えていないことから、持久力・脚力が全体的な課題として挙げられます。

種目	市・県	小5		中2	
		男子	女子	男子	女子
握力(kg)	佐倉市	18.11	17.47	30.33	25.18
	千葉県	17.95	17.74	30.15	24.27
上体おこし(回)	佐倉市	22.21	20.87	29.13	25.25
	千葉県	21.43	19.97	28.78	24.42
長座体前屈(cm)	佐倉市	35.74	41.03	46.00	48.08
	千葉県	34.84	39.72	48.18	48.74
反復横とび(回)	佐倉市	45.55	42.65	51.60	46.25
	千葉県	44.72	42.59	53.02	47.08
20m シャトルラン(回)	佐倉市	54.69	41.69	85.34	59.08
	千葉県	57.15	46.30	86.99	61.72
50m走(秒)	佐倉市	9.16	9.36	7.82	8.65
	千葉県	9.06	9.33	7.82	8.64
立ち幅跳び(cm)	佐倉市	162.39	154.39	201.95	175.79
	千葉県	161.65	154.65	200.86	173.29
ソフトボール 投げ(m) *	佐倉市	25.50	14.65	20.66	13.14
	千葉県	25.80	15.41	21.56	13.69

* 中学生の種目はハンドボール投げ

(3) 自分自身のことや生活習慣、規範意識

平成21年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小学校・中学校ともにものごとに進んで取り組もうとする姿勢や規範意識が比較的高い傾向にあることが分かります。「近所の人にあったときは、あいさつをしていますか」との問いに対して、「している」、「どちらかといえばしている」を選択した中学生の割合が、全国（83.0%）、千葉県（82.7%）に比べ若干下回っていましたが、このことは、中学生だけの問題ではなく、大人を含めた地域の課題としての一面も伺えます。

ものごとを最後までやりとげて、うれしかったことがありますか （「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合）		
区分	児童	生徒
佐倉市	94.8%	92.9%
千葉県	94.0%	92.5%
全国	93.8%	91.9%
難しいことでも、失敗をおそれないで挑戦していますか （「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合）		
佐倉市	75.0%	66.5%
千葉県	73.9%	63.8%
全国	74.1%	62.1%
将来の夢や目標を持っていますか （「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合）		
佐倉市	88.7%	72.0%
千葉県	87.3%	71.9%
全国	86.3%	71.0%
近所の人に出会ったときは、あいさつをしていますか （「している」「どちらかといえば、している」と回答した割合）		
佐倉市	91.8%	81.0%
千葉県	90.4%	82.7%
全国	89.4%	83.0%
学校のきまりを守っていますか （「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合）		
佐倉市	89.9%	91.7%
千葉県	88.2%	87.5%
全国	88.5%	88.6%

いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか (「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合)		
区分	児童	生徒
佐倉市	95.9%	91.4%
千葉県	94.5%	89.0%
全国	94.9%	90.3%
人が困っているときは、進んで助けていますか (「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合)		
佐倉市	79.7%	76.1%
千葉県	79.0%	73.8%
全国	78.6%	72.2%

3 子どもの進路等について

(1) 中学卒業後の進路

佐倉市の平成22年3月卒業生における公立中学卒業後の進路としては、高等学校に進学する者が98.8%を占めています。進学・就職等以外のその他の進路は1.14%となっています。

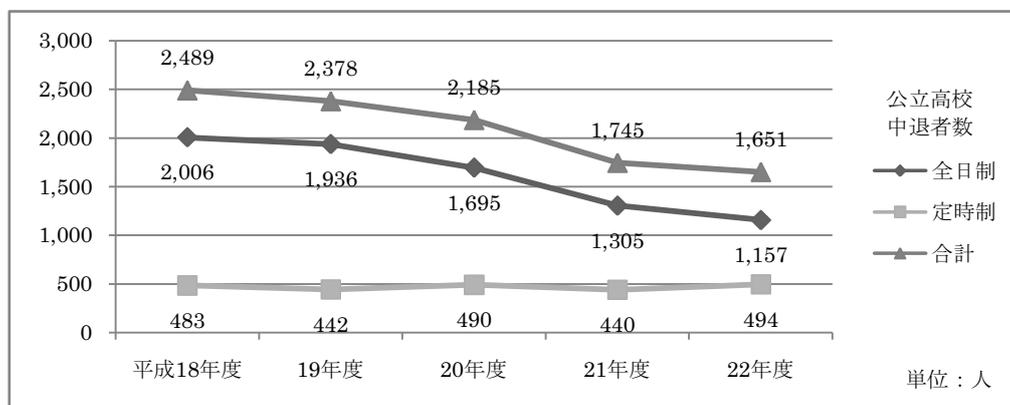
卒業生総数	進学者	専修各種学校 校進入学	職訓等 入学者	就職者	その他	進学率	その他の 割合(%)
1,490人	1,472人	0人	1人	0人	17人	98.8%	1.14%

* その他の割合の県平均は1.27%



(2) 高等学校の中退率

千葉県教育委員会による「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、平成22年度の公立高等学校における中退率は1.62%となっています。公立高等学校の中退率は概ね2%前後で推移し、減少傾向にあります。

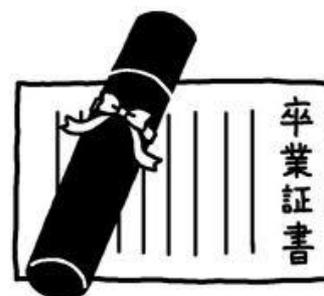


年 度	中退率	全日制	定時制	合計	増減
平成 18 年度	2.42%	2,006 人	483 人	2,489 人	△104 人
平成 19 年度	2.36%	1,936 人	442 人	2,378 人	△111 人
平成 20 年度	2.19%	1,695 人	490 人	2,185 人	△193 人
平成 21 年度	1.75%	1,305 人	440 人	1,745 人	△440 人
平成 22 年度	1.62%	1,157 人	494 人	1,651 人	△94 人

(3) 高等学校卒業後の進路

平成22年3月卒業生における千葉県の公立高校卒業後の進学率は49.4%、就職率は14.4%となっています。卒業生総数に占めるその他の割合は7.3%となっています。

卒業生総数	進学者	専修各種学校進学者	職訓等入学者	就職者	一時的な仕事	その他	死亡等	その他の割合(%)
31,726人	15,660人	9,071人	117人	4,559人	1,225人	1,093人	1人	7.3%



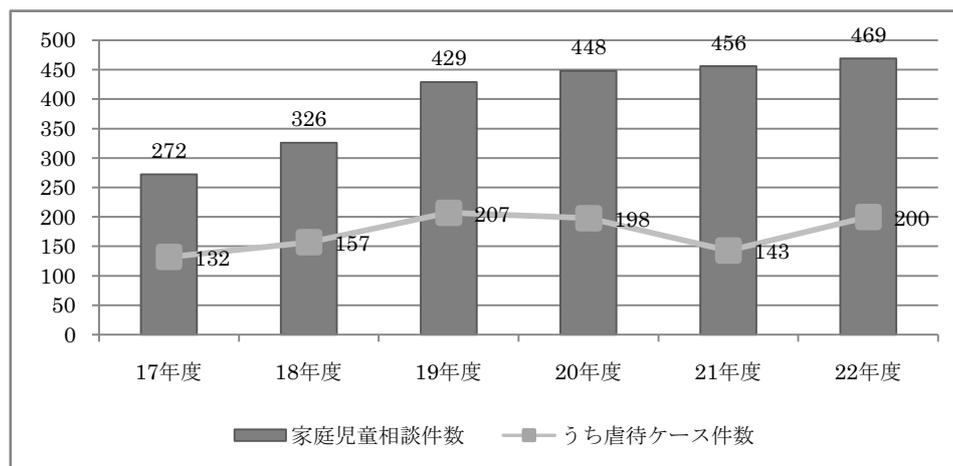
4 様々な状況ある子ども・若者について

(1) 児童虐待等相談処理件数など

佐倉市における児童虐待を含めた家庭児童相談件数は、平成22年度で469件に上るものの、その伸びは微増で高止まりの傾向にあります。児童虐待のみの相談件数についても、平成19年度以降、毎年概ね200件前後で推移しています。

また、児童虐待の新規相談対応件数を見てみると、毎年、概ね100件前後で推移しています。

これらは、虐待の疑いがある場合の市民からの通告や虐待防止ネットワークの機能が定着してきたことによるものと思われます。



年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
相談件数	272件	326件	429件	448件	456件	469件
うち虐待ケース	132件	157件	207件	198件	143件	200件

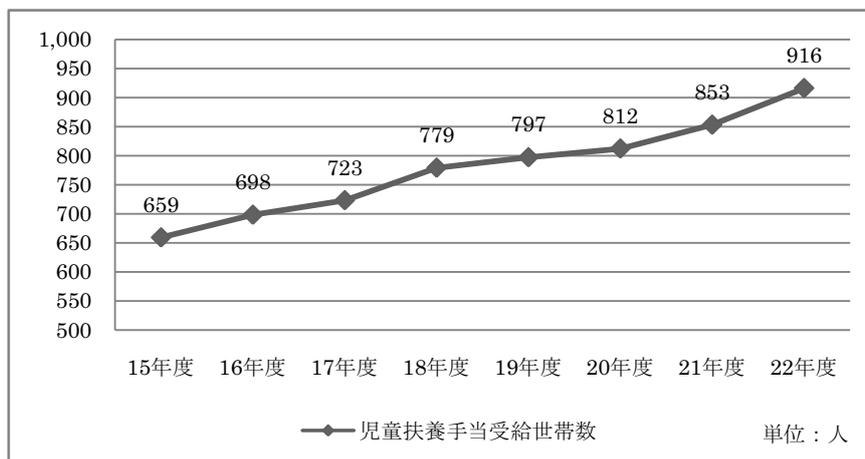
【年度別児童虐待等新規相談対応件数】

年度	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
平成17年度	20 (29.4%)	21 (30.9%)	25 (36.7%)	2 (3.0%)	68
平成18年度	38 (42.2%)	23 (25.6%)	27 (30.0%)	2 (2.2%)	90
平成19年度	38 (35.2%)	24 (22.2%)	46 (42.6%)	0 (0.0%)	108
平成20年度	37 (41.1%)	32 (35.6%)	19 (21.1%)	2 (2.2%)	90
平成21年度	35 (39.8%)	29 (32.9%)	24 (27.3%)	0 (0.0%)	88
平成22年度	43 (38.4%)	18 (16.1%)	49 (43.7%)	2 (1.8%)	112



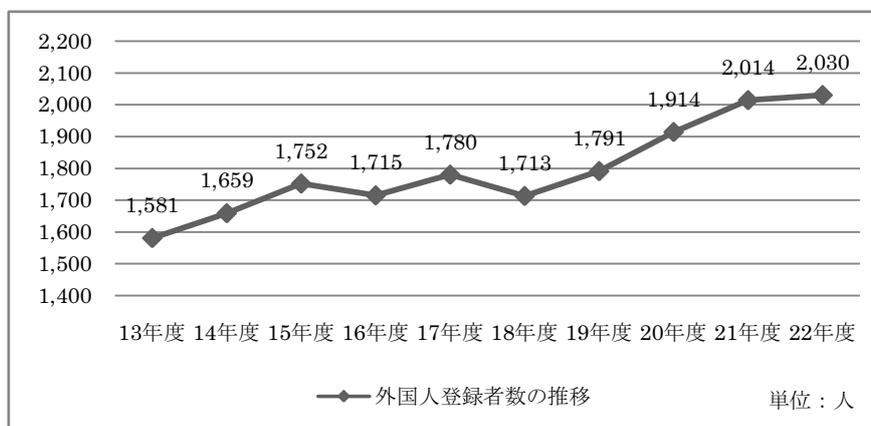
(2) 児童扶養手当受給世帯数

父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために支給される児童扶養手当の受給世帯の推移は増加傾向にあり、平成22年度では916世帯が児童扶養手当を受給しています。なお、平成22年度からは父子家庭も対象となり、24世帯の父子世帯が児童扶養手当を受給しています。



(3) 外国人登録者数の推移

平成22年度末における外国人登録者の数は、2,030人となっています。平成13年度末の外国人登録者数（1,581人）と比べると10年で449人増加しています。



平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1,581	1,659	1,752	1,715	1,780	1,713	1,791	1,914	2,014	2,030

* データは各年度末における数値、単位：人

(4) 日本語適応指導事業参加児童生徒数

佐倉市教育委員会では、帰国子女や外国人児童生徒が学校生活に適応できるようにするため、日本語の指導をしています。日本語の学習に課題を抱える児童生徒数は、下記のとおりとなっています。

年 度	児童数	生徒数	合 計
平成20年度	22人	2人	24人
平成21年度	19人	2人	21人
平成22年度	26人	9人	35人

(5) 教育電話相談

教育電話相談に寄せられる相談内容を見てみると、下表のように分類されますが、相談者と相談員との関係や相談者の体調等により繰り返し相談される場合があるなどの背景もあり、傾向をつかみづらい面があります。教育センターでは発達に関する相談を受け付けており、平成22年度では779件に上り増加傾向にあります。

年 度	知的学業	性格行動	身体神経	進路適正	その他	合 計	発 達
平成20年度	23件	89件	90件	32件	119件	359件	472件
平成21年度	7件	44件	96件	65件	106件	318件	656件
平成22年度	14件	45件	92件	41件	100件	292件	779件

* 発達については教育電話相談ではなく、教育センターで受け付けた件数を掲載

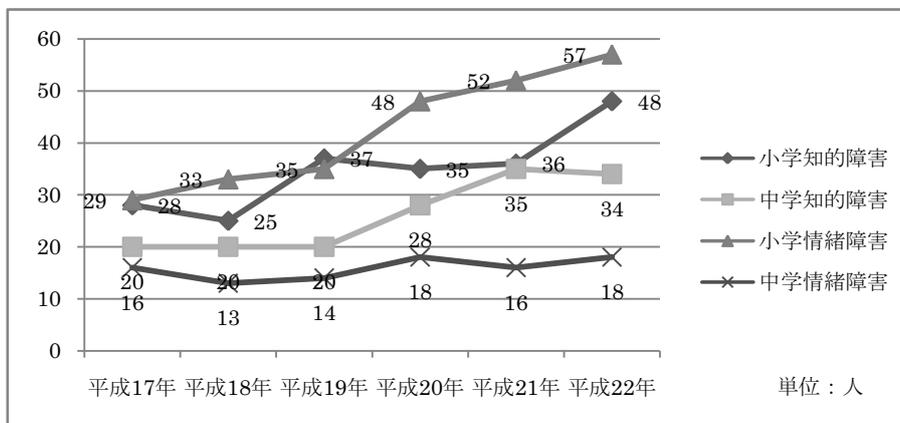
(6) 不登校児童生徒数

平成22年度の佐倉市の児童生徒数に対する不登校の児童生徒の割合は、小学生で0.16%、中学生で2.05%となっています。千葉県教育委員会による「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、千葉県平均で小学生で0.26%、中学生で2.74%という結果となっており、佐倉市における不登校児童生徒数の割合は千葉県平均を小中学校ともに下回っています。

年 度	不登校児童数	不登校生徒数	合 計
平成19年度	24人(0.26%)	137人(3.15%)	161人
平成20年度	17人(0.19%)	133人(3.15%)	150人
平成21年度	14人(0.15%)	112人(2.61%)	126人
平成22年度	14人(0.16%)	87人(2.05%)	101人

(7) 特別支援学級における児童生徒数

特別支援学級における児童生徒数の傾向として、小学校における知的障害児・情緒障害児の人数が増加傾向にあり、中でも情緒障害児は平成22年度で57人に上っています。



年度	知的障害		情緒障害	
	小学	中学	小学	中学
平成17年度	28人	20人	29人	16人
平成18年度	25人	20人	33人	13人
平成19年度	37人	20人	35人	14人
平成20年度	35人	28人	48人	18人
平成21年度	36人	35人	52人	16人
平成22年度	48人	34人	57人	18人

(8) いじめの認知件数

平成17年から平成18年にかけて、いじめを原因にした児童生徒の自殺が社会問題したことから、平成18年11月には当時の文部科学大臣名でいじめについて緊急アピールが出されるなどしています。これらを受け、佐倉市教育委員会でもいじめ対策に一層の力点を置いたことなどで、いじめの認知件数は、減少傾向にあります。

年度	小学校	中学校	合計
平成19年度	315件(3.45%)	166件(3.86%)	481件
平成20年度	103件(1.14%)	62件(1.44%)	165件
平成21年度	116件(1.28%)	71件(1.70%)	187件
平成22年度	87件(0.97%)	51件(1.20%)	138件

(9) 若年無業者の推計

佐倉市における若年無業者（いわゆるニート）について国勢調査をもとに推計すると、平成17年調査における15歳から34歳までの年齢層で、561人とみられますが、この数値には、病気療養中の方、障害のため就労が困難な方、自宅学習をしている浪人生などが含まれています。

なお、国は総務省による労働力調査をもとに若年無業者（いわゆるニート）を推計しています。

【参考値】国勢調査をもとにした佐倉市のデータ

単位：人

国勢調査年	年齢区分	非労働力人口のうち その他(家事・通学以外)			労働力人口のうち 完全失業者		
		男	女	合計	男	女	合計
平成12年	15歳～19歳	160	89	249	80	58	138
平成17年		63	52	115	92	74	166
平成12年	20歳～24歳	209	176	385	370	290	660
平成17年		96	52	148	416	270	686
平成12年	25歳～29歳	221	171	392	358	315	673
平成17年		93	42	135	495	332	827
平成12年	30歳～34歳	148	122	270	218	146	364
平成17年		108	55	163	425	248	673
平成12年	合計	738	558	1,296	1,026	809	1,835
平成17年		360	201	561	1,428	924	2,352

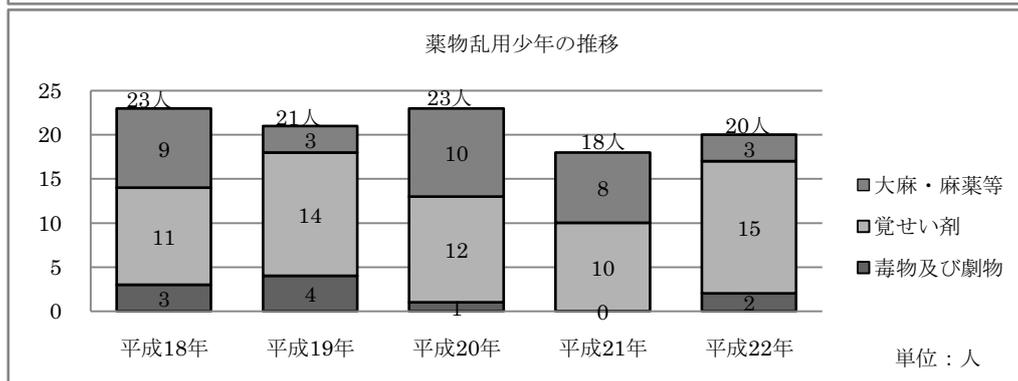
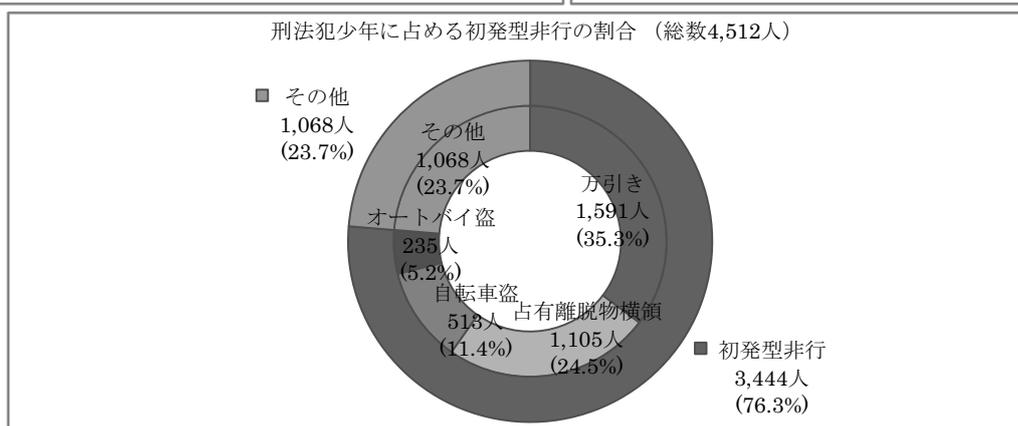
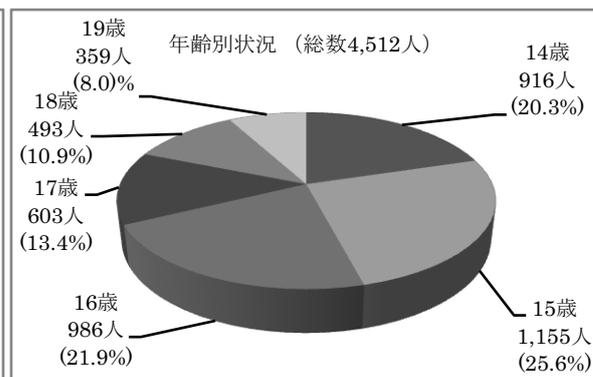
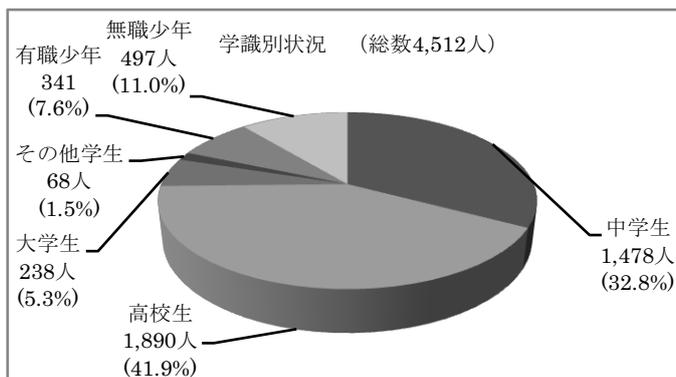
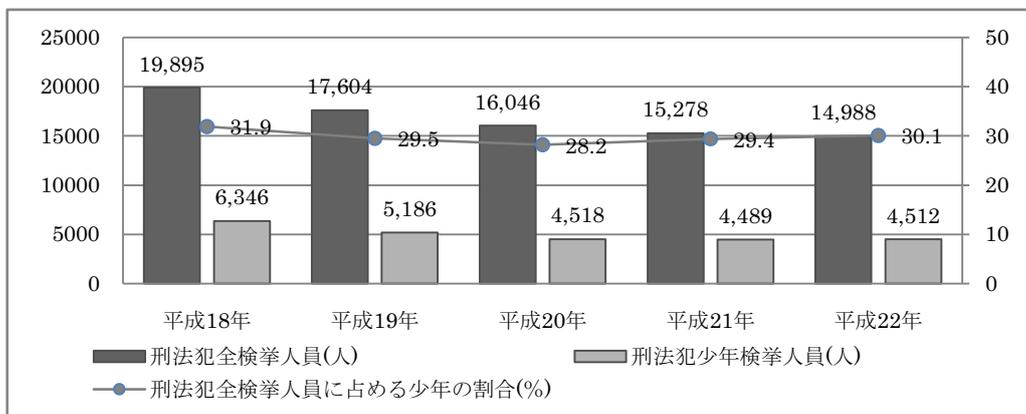
(10) ひきこもりの推計

厚生労働科学研究による「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」による信頼性の高いひきこもりの出現率は世帯当たり0.5%とされています。これを平成23年3月末における佐倉市の世帯数(71,010世帯)に当てはめると、355人のひきこもり者がいるものと推測されます。

また、内閣府が平成22年2月に実施した「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する調査)」では、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した者を「狭義のひきこもり」と定義し、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当した者を「準ひきこもり」と定義して推計し、15歳以上39歳以下での「狭義のひきこもり」の割合を0.61%とし、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた「広義のひきこもり」の割合を1.79%としています。これを平成23年3月末における佐倉市の同年齢者の数51,256人をもとにして計算すると、「狭義のひきこもり」は313人、「広義のひきこもり」は917人と推測されます。

5 少年非行について

平成23年版「ちばの少年非行」によると、千葉県全体における刑法犯少年はこれまで減少傾向にあったものが微増に転じ、その8割は万引きや自転車泥棒という初発型非行で占められています。学識別では高校生(41.9%)、次いで中学生(32.8%)となっており、年齢別では14歳から16歳が約7割を占めています。また、薬物乱用少年は、ここ数年20人前後で推移しています。



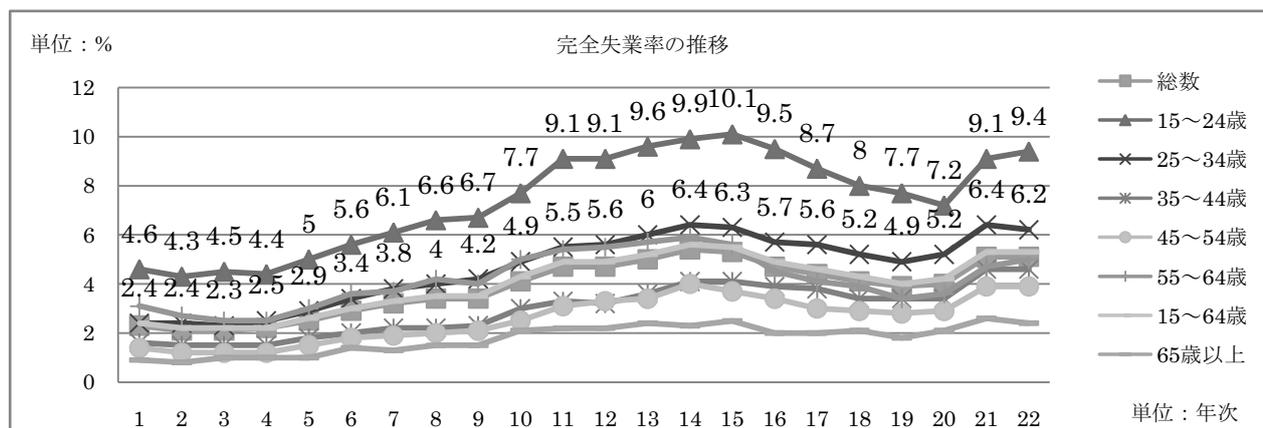
6 子どもの安全について

佐倉市教育委員会では、子どもの安全や安心に役立てるため、市内等で起きた子どもに関する事件や事故の情報を「アイアイ（安全・安心）情報」として、いち早く各小中学校や、市のホームページに掲載して情報発信をしています。内容を見ると、呼びとめや、公然わいせつ行為が多い傾向にあります。

年度	呼びとめ	公然わいせつ	抱きつき 身体接触	追いか つきまとい	不審 電話	写真 撮影	その他	合計
19年度	20件	11件	11件	8件	—	—	14件	64件
20年度	11件	9件	5件	6件	1件	—	2件	34件
21年度	12件	9件	8件	8件	—	6件	7件	50件
22年度	15件	11件	5件	7件	—	7件	6件	51件

7 雇用状況について

若年層における完全失業率は、中高年層、高齢者層と比べると高い傾向にあり、平成元年以降、15歳から24歳では4%前後、25歳から34歳では2%台で推移していました。バブル経済が崩壊したあとの平成5年以降、雇用状況が急速に悪化し、平成11年以降、15歳から24歳では9%前後、25歳から34歳では5%前後と高止まりしている傾向があります。



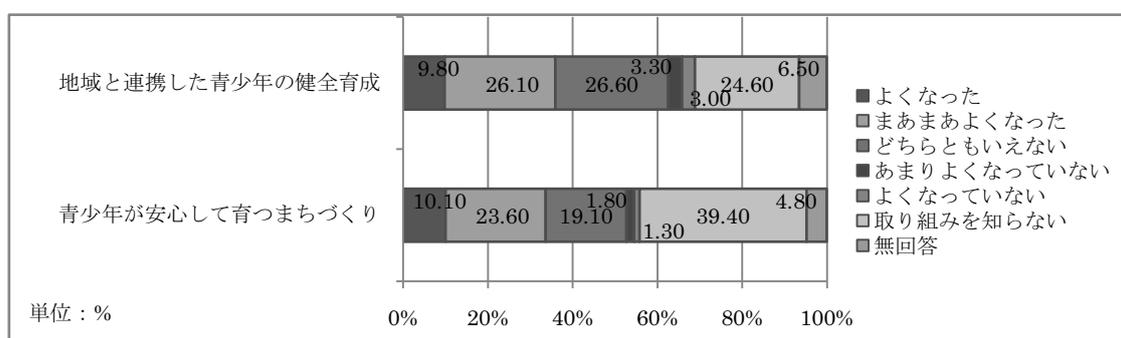
年次	総数	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	15～64	65歳～
12	4.7	9.1	5.6	3.2	3.3	5.5	4.9	2.2
13	5.0	9.6	6.0	3.6	3.4	5.7	5.2	2.4
14	5.4	9.9	6.4	4.1	4.0	5.9	5.6	2.3
15	5.3	10.1	6.3	4.1	3.7	5.6	5.5	2.5
16	4.7	9.5	5.7	3.9	3.4	4.5	4.9	2.0
17	4.4	8.7	5.6	3.8	3.0	4.1	4.6	2.0
18	4.1	8.0	5.2	3.4	2.9	3.9	4.3	2.1
19	3.9	7.7	4.9	3.4	2.8	3.4	4.0	1.8
20	4.0	7.2	5.2	3.4	2.9	3.6	4.2	2.1
21	5.1	9.1	6.4	4.6	3.9	4.7	5.3	2.6
22	5.1	9.4	6.2	4.6	3.9	5.0	5.3	2.4

8 市民意識調査

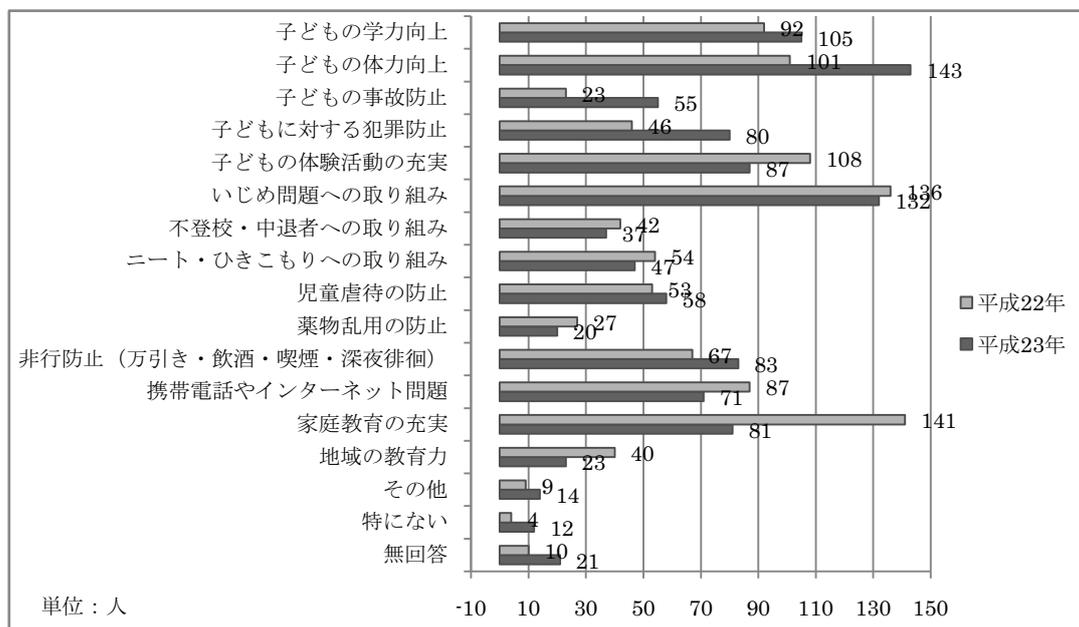
平成23年5月から6月にかけて、市内に在住する20歳以上の市民1,000人を対象に実施した市民意識調査（健康福祉分野）では、「地域と連携した青少年の健全育成」について、「よくなった」（9.8%）、「まあまあよくなった」（26.1%）、「どちらともいえない」（26.6%）、「あまりよくなっていない」（3.3%）、「よくなっていない」（3.0%）で、「取り組みを知らない」が24.6%でした。

また、「青少年が安心して育つまちづくり」については、「よくなった」（10.1%）、「まあまあよくなった」（23.6%）、「どちらともいえない」（19.1%）、「あまりよくなっていない」（1.8%）、「よくなっていない」（1.3%）で、「取り組みを知らない」が39.4%という結果でした。

「取り組みを知らない」の割合が多いものの、相対的にともよくなっている傾向にあると認識している市民が多いことが分かります。



市民意識調査における青少年の成長にとってより一層の取り組みが必要と思われるもの（複数回答）について見てみると、平成22年の調査では「家庭教育の充実」が141人の回答数で一番高く、次いで「いじめ問題への取り組み」（136人）、「子どもの体験活動の充実」（108人）という結果でした。平成23年の調査では「子どもの体力の向上」が143人の回答数で一番高く、次いで「いじめ問題への取り組み」（132人）、「子どもの学力の向上」（105人）という結果で、前年に上位にあった「家庭教育の充実」は81人、「子どもの体験活動の充実」は87人という結果でしたが、他の項目と比べると相対的に高い数値となりました。



9 青少年健全育成に係る基礎調査について

平成23年3月に、青少年と成人を対象に、青少年を取り巻く課題や家庭・地域、行政それぞれが担うべきと思われる取り組み等について調査しました。

調査対象		抽出数	回収数	回収率
成人層	35歳以上	無作為抽出 750人	309人	41.2%
青少年層	小学5年生	集合調査 343人	343人	100%
	中学2年生	集合調査 332人	332人	100%
	16歳～18歳	無作為抽出 300人	269人	25.6%
	19歳～34歳	無作為抽出 750人		
合計		2,475人	1,253人	50.6%

調査結果の概要

(1) 成人層の調査結果の概要

- 近所の子どもたちへの関心はあるものの（関心がある 22.3%、ある程度関心がある 50.5%）、近所の子ども達を知っている割合は少なく（よく知っている 1.0%、たいていの子どもの顔は知っている 17.8%）、あいさつをしている割合は「よくしている」19.7%、「たまにしている」42.4%で、合計すると 62.1%でした。一方、学力学習状況調査における青少年が近所の人に出会ったときあいさつをしている割合は、「している」、「どちらかと言えばしている」を合わせた数値で、児童で 91.8%、生徒で 81.0%という結果があります。
- 近所の子どもと交流している割合は少なく（よく交流している 2.6%、たまに交流している 14.9%）、交流が少ない主な理由としては、「近所に子どもが少ない」29.6%、「交流する機会が少ない」28.0%が挙げられています。
- 地域は子どもたちが育つ良好な環境にあると思っている方は多く見られました。（良好 19.4%、ある程度良好 63.8%）
- 子どもたちが危ないことや悪いことをしていて注意しない理由として、ともに「何かされると嫌だから」が一番多い（危ないこと 27.2%、悪いこと 50.3%）項目でした。
- 子どもたちの育つ環境で問題と思われる事項を尋ねたところ、「とても問題だと思う」、「ある程度問題だと思う」を合計した数値では、「ゲームが生活の一部になっている」（84.8%）、「ネットで好ましくない情報が入手しやすい」（83.8%）、「少子化で子どもが少ない」（77.7%）、「核家族化の進展」「家庭の教育力の低下」（76.4%）、「ケータイの普及で子どもの行動が把握しにくい」（76.1%）が高い数値を占めました。「とても問題だと思う」だけでは、「ゲームが生活の一部になっている」（47.9%）、「ネットで好ましくない情報が入手しやすい」（40.8%）、「家庭の教育力の低下」（36.9%）、「ケータイの普及で子どもの行動が把握しにくい」（33.7%）、「核家族化の進展」（32.7%）、「少子化で子どもが少ない」（31.4%）が高い数値を占めました。ともに、インターネットの普及による影響、家庭の教育力、家族形態について、問題だと感じる回答が多く寄せられました。
- 子どもたちに必要な体験としては、ボランティア体験（13.7%）、生活体験（11.9%）、スポーツや武道（8.4%）、異年齢交流（7.8%）、農業体験（7.6%）という結果になっています。

- 子どもたちに身につけてほしい資質としては、社会のルール（21.1%）、基本的生活習慣、人や自然を敬う気持ち（14.6%）、基礎学力（10.5%）が挙げられています。
- 子どもがいる人に対し、複数回答で子育て中の困難を尋ねたところ、特にないが48.4%、次いで、病気や障害が14.5%、いじめ10.2%、大きな事故8.2%、不登校6.6%、非行5.1%、ひきこもり1.6%という結果でした。
- 成人層の自由記載では、家庭でのしつけや家庭教育が十分でないとの指摘や、子どもを注意しても親に文句を言われるなど、親の役割についての記載が目立ちました。
- また、インターネットの普及が子どもの育ちに影響しているとの声もありました。

（2）青少年層の調査結果の概要

- 青少年の健康状態を尋ねたところ、とてもよい（39.6%）、ある程度よい（49.4%）で概ね良好でした。
- 起床については、毎日自分で起きている（27.8%）、時々誰かに起こしてもらう（36.2%）、ほとんど誰かに起こしてもらう（22.9%）、毎日誰かに起こしてもらう（12.7%）という結果でした。
- 規則正しい食生活については、毎日3食食べるのは71.2%、4日～6日は18.4%、1日～3日は6.9%、0日は2.9%でした。主な欠食の87.2%が朝食でした。
- 特に、規則正しい食事を摂っているのが1週間のうちに3日以下の中学生に対して、欠食理由を尋ねたところ、食欲がない（13人）、時間がない（9人）、太りたくない（3人）、食事が用意されていない（2人）という結果でした。
- 身の回りですべてのものを複数回答で尋ねたところ、食事の後かたづけ（22.1%）、食事の支度（17.5%）、掃除（16.4%）、ゴミ出し（11.2%）、日用品の買い物（9.3%）という順で、何もしていないは5.8%でした。
- 近所の大人をどの程度知っているかについては、よく知っているが18.4%、たいていの大人の顔を知っているが46.5%で、成人層の結果と比べると、相対的に青少年層の方が成人層より地域の人を知っているという結果になりました。
- 危ないことをして注意されたことがある青少年は29.4%、注意されたことがない青少年は25.0%、危ないことをしたことがない青少年は44.0%でした。
- 悪いことをして注意されたことがある青少年は19.0%、注意されたことがない青少年は15.9%、悪いことをしたことがない青少年は63.9%でした。
- 携帯電話の所持については、家族の共有を含め約6割の青少年が携帯電話を持っていると回答しています。
- 携帯電話が近くにないと落ち着かないことがよくある、時々あると回答した合計は約4割に上りました。
- 携帯電話がないと友達づきあいがうまくいかないとても思う、ある程度そう思うと回答した合計は約4割でした。
- メールをなかなか終わらせることができないことがよくある、時々あると回答した合計は約3割でした。
- 人と顔を合わせたコミュニケーションが面倒になることがよくある、時々あると回答した合計は約4割でした。

- 中学生以上への質問で、プロフを作成しているのは 13.0%、作成したことがあるのは 10.2%という結果でした。
- 中学生以上への質問で、迷惑メールが送られてきたことがあるのは約4割でした。
- 中学生以上への質問で、性や暴力などに関するサイトを見たことがあるのは約2割でした。
- 中学生以上への質問で、携帯を利用して知らない人と会ったことがあるのは8.7%でした。
- 実現したい夢や目標がある青少年は71.3%、ない青少年は27.5%という結果でした。
- 希望の持てる社会だと思うかとの問いに対して、とてもそう思う5.5%、ある程度そう思う31.7%、あまりそう思わない33.2%、全くそう思わない13.2%という結果でした。
- 仕事に対する考え方として2つを選択する制限回答で尋ねたところ、自分の成長のために33.0%、生活のために30.2%、社会のために14.6%となり、仕事に対する肯定的回答が上位を占めました。
- 小学生に対して、なりたい職業の有無とその職業へのプロセスを確認しましたところ、なりたい職業があると回答した小学生が約8割おり、その内の約8割がその職業へのプロセスを知っている、ある程度知っていると回答しました。
- 青少年の心配事としては、進路、就職や仕事が20.5%、勉強が20.6%、性格についてが10.2%、友人や恋人との関係が9.9%、お金が9.3%、健康や病気が8.1%でした。
- 悩み事の相談先を複数回答で尋ねたところ、友達、同僚、先輩が26.6%、母親が25.5%、父親が12.1%という結果で、誰にも相談しないが4.8%でした。
- 青少年層の自由記載としては、就職に対する切実な不安を訴えるものが非常に多く、既に就職していても非正規雇用にあるため将来への不安が記されていることが目立ちました。また、中学生層からも将来の就職について不安を訴える内容がありました。
- また、小学生は両親の不仲などの家族関係や友達関係で悩み事を抱えていました。

(3) 成人層と青少年層の比較調査結果の概要

単位：%

区分	家庭		地域		学校・行政		教えられていない
	成人	青少年	成人	青少年	成人	青少年	青少年
生活習慣を身につけること	61.2	58.0	5.1	0.8	26.5	37.0	2.7
基礎学力を身につけること	33.5	38.9	1.3	1.3	56.6	58.0	1.0
善悪の判断を教えること	50.2	51.2	10.8	2.4	31.3	40.7	3.6
適切な言葉の使い方を教えること	49.1	49.9	3.8	1.8	37.2	42.3	4.3
身だしなみを整えることを教えること	54.5	53.0	3.1	2.3	30.5	38.5	4.1
人を思いやる気持ちを育てること	36.8	47.5	12.2	2.1	24.9	43.0	5.7
自然を大切にすることを育むこと	34.8	38.4	31.3	6.7	24.7	40.6	11.9
歴史や伝統について教えること	13.2	29.4	31.9	6.6	44.7	53.8	7.8
社会の仕組みについて教えること	28.4	44.0	17.3	2.1	43.5	43.4	8.3
公共の場での振舞いを教えること	39.7	53.3	18.5	3.5	30.4	33.9	6.9
あいさつを交わすこと	47.9	47.3	22.5	4.0	20.7	45.2	2.4
子どもを対象にした事業を行うこと	4.9		45.0		38.0		
地域のパトロールを行うこと	12.7		53.8		21.6		
パソコンなどでのサイバーパトロール	20.8		19.9		44.5		
子どもの相談にのること	41.2		8.2		40.9		
青少年問題についての情報発信	8.8		34.0		44.3		
ひきこもり等困難を抱える子どもに対応すること	23.7		24.1		40.9		

*この表は、各項目について、成人に対しては家庭、地域、学校・行政のどこが担うべきか、青少年に対しては、家庭、地域、学校・行政のどこで教えてもらったか、または教えてもらっていないかを確認したものです。例えば、「生活習慣を身につけること」について、複数回答で成人の61.2%が家庭の役割と考えているのに対し、青少年は同様に58.0%が家庭で教えてもらったと回答しています。

*網掛部は、各項目で果たすべき役割を期待されているが、青少年から見るとあまり役割は果たされていない状況にあり、10ポイント以上のかい離がみられる個所です。

*また、青少年がどこからも教えてもらっていない、という項目で、5ポイント以上の個所を網掛としています。

○地域が果たすべき役割とされている「歴史や伝統について教えること」「自然を大切にすることを育むこと」「あいさつをかわすこと」、などの項目で、青少年と地域とのかかわりの希薄さが伺えました。

10 策定経過

会議名	開催日	内容
青少年健全育成に係る基礎調査の実施	平成23年3月	・調査対象を成人層と青少年層に分けて実施 (抽出数2,475人、回収数1,253人、回収率50.6%)
平成22年度第1回佐倉市青少年問題協議会	平成23年3月22日	・青少年を取り巻く現状把握と課題抽出 ・青少年健全育成に係る基礎調査の報告
平成23年度第1回佐倉市青少年問題協議会	平成23年7月25日	・佐倉市の青少年の現状把握 ・各団体の取組みから青少年に係る課題を集約
第1回佐倉市青少年育成本部会議	平成23年8月31日	・佐倉市青少年育成計画の見直しに関する全体的説明 ・計画策定部会の設置と事務の付託
小中高生へのヒアリング調査	平成23年9月～10月	・市内小中高生へのヒアリングにより生活課題等を抽出(小学2校、中学4校、高校1校)
第2次佐倉市青少年育成計画策定部会(第1回)	平成23年10月11日	・計画策定部会の役割、青少年の現状と課題、策定スケジュールの説明 ・基本理念、基本方針について検討
第2次佐倉市青少年育成計画策定部会(第2回)	平成23年10月20日	・計画素案の確認と協議 ・施策素案の説明
第2次佐倉市青少年育成計画策定部会(第3回)	平成23年11月2日	・計画素案の確認と協議
第2回佐倉市青少年育成本部会議	平成23年11月24日	・計画素案の確認
第3回佐倉市青少年育成本部会議	平成23年12月14日	・計画素案の確認、計画案の承認
平成23年度第2回佐倉市青少年問題協議会	平成24年1月13日	・計画案の審議、意見聴取
第4回佐倉市青少年育成本部会議	平成24年1月25日	・計画案の承認
政策調整会議	平成24年2月8日	・計画案についての審議
パブリックコメント	平成24年2月17日～ 3月2日	・第2次佐倉市青少年育成計画案に関する市民意見の聴取
計画決定	平成24年3月12日	

11 子ども・若者育成支援推進法

○子ども・若者育成支援推進法

平成二十一年七月八日号外法律第七十一号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及

び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」

という。)を作成するよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行

うこと。

- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二條 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四條 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五條 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六條 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十七條 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八條 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び

子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

12 佐倉市青少年育成本部規程

○佐倉市青少年育成本部規程

平成十六年三月三十一日 訓令第十一号

(設置)

第一条 青少年の健全な育成を図るため、佐倉市青少年育成本部（以下「育成本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 育成本部は、次に掲げる事項について調査し、審議するものとする。

- 一 青少年健全育成に関する基本計画の策定
- 二 青少年健全育成に関する関係機関との連絡調整
- 三 前二号に掲げるもののほか、青少年健全育成に関する重要事項の審議

(組織)

第三条 育成本部は、本部長、副本部長及び本部員若干名をもって組織する。

- 2 本部長は、市長とする。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 佐倉市行政組織規則（昭和四十六年佐倉市規則第十一号）第九条第一項に規定する部長
 - 二 教育次長

(本部長及び副本部長)

第四条 本部長は、育成本部を総理し、育成本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 育成本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

- 2 育成本部は、本部長及び半数以上の本部員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した本部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(関係者の出席)

第六条 育成本部は、その調査及び審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第七条 育成本部は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、育成本部の議決により付託された事項について調査審議し、その結果を育成本部に報告するものとする。
- 3 部会は、本部長が指名した委員をもって組織する。
- 4 部会には、部会長を置き、部会を組織する委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の議長となる。
- 7 第五条第二項及び第三項並びに前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第八条 育成本部の庶務は、青少年健全育成担当課において処理する。

(補則)

第九条 この訓令に定めるもののほか、育成本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

13 佐倉市青少年育成本部員

平成23年8月1日現在

	選出区分	選出根拠	委員	備考
1	市長	第3条第2項	蕨 和雄	本部長
2	教育長	第3条第3項	葛西 広子	副本部長
3	企画政策部長	第3条第4項第1号	小柳 啓一	
4	総務部長	第3条第4項第1号	鶴澤 初範	
5	税務部長	第3条第4項第1号	藤原 文夫	
6	市民部長	第3条第4項第1号	有澤 要	
7	福祉部長	第3条第4項第1号	川根 紀夫	
8	健康子ども部長	第3条第4項第1号	石井 肇	
9	経済環境部長	第3条第4項第1号	大野 直道	
10	土木部長	第3条第4項第1号	椎名 哲	
11	都市部長	第3条第4項第1号	小島 英治	
12	教育次長	第3条第4項第2号	土屋 志郎	

14 第2次 佐倉市青少年育成計画策定部会委員

【任期】 平成23年10月3日～平成24年3月31日

	部	所 属	補 職	委 員	備 考
1	企画政策部	秘書課	副主幹	徳屋 悦子	
2	企画政策部	広報課	主査	菊間 明美	
3	総務部	総務課	副主幹	亀田 満	
4	税務部	収税課	副主幹	疋田 健	
5	市民部	自治人権推進課	主査	近田 小百合	
6	市民部	交通防災課	主査	中嶋 広明	
7	福祉部	社会福祉課	副主幹	三須 裕文	
8	福祉部	障害福祉課	副主幹	佐藤 幸恵	
9	健康子ども部	子育て支援課	副主幹	野口 美由紀	
10	健康子ども部	児童青少年課	主査	飯野 弥生	
11	健康子ども部	健康増進課	副主幹	細井 薫	
12	健康子ども部	生涯スポーツ課	主査	曾山 澄雄	
13	経済環境部	農政課	主査	佐藤 春善	
14	経済環境部	産業振興課	副主幹	岩井 克己	
15	土木部	道路管理課	副主幹	石橋 雅幸	
16	都市部	公園緑地課	副主幹	吉野 幸雄	
17	教育委員会	教育総務課	副主幹	飯塚 昇一	
18	教育委員会	学務課	主幹	中臺 信夫	
19	教育委員会	指導課	主幹	沼田 正信	部会長
20	教育委員会	社会教育課	社会教育主事	藤田 敏明	
21	教育委員会	文化課	副主幹	櫻井 理恵	

15 佐倉市青少年問題協議会設置条例

○佐倉市青少年問題協議会設置条例

昭和二十九年十二月二十八日 条例第九十号

(設置)

第一条 本市は、地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）第一条の規定により、佐倉市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第二条 協議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 副市長
- 二 市教育委員会委員
- 三 市の事務部局の関係職員
- 四 市教育委員会の事務局の職員
- 五 警察関係職員
- 六 家庭裁判所の職員
- 七 社会教育委員
- 八 民生委員・児童委員
- 九 保護司
- 十 社会福祉協議会運営委員
- 十一 小学校長、中学校長、高等学校長
- 十二 青少年相談員
- 十三 識見を有する者

(委員の任期)

第三条 委員の任期は三年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第四条 協議会に会長及び副会長一人を置く。

- 2 会長は、市長を以て充て、副会長は、教育長を以て充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、青少年育成担当課において処理する。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、議事手続その他協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

16 佐倉市青少年問題協議会委員

【任期】 平成23年7月5日～平成26年7月4日

	選出区分	選出根拠	委員	備考
1	市長	第4条第2項	蕨 和雄	会長
2	教育長	第4条第2項	葛西 広子	副会長
3	副市長	第2条第2項第1号	鎌田 富雄	佐倉市副市長
4	市教育委員会委員	第2条第2項第2号	関山 邦宏	佐倉市教育委員委員長
5	市の事務部局の関係職員	第2条第2項第3号	石渡 章	佐倉市健康こども部子育て支援課長
6	市教育委員会の事務局の職員	第2条第2項第4号	安西 啓雄	佐倉市教育委員会指導課長
7	警察関係職員	第2条第2項第5号	木川 正博	佐倉警察署長
8	家庭裁判所の職員	第2条第2項第6号	石田 浩二	千葉家庭裁判所佐倉支部長
9	社会教育委員	第2条第2項第7号	木原 義春	佐倉市社会教育委員会議長
10	民生委員・児童委員	第2条第2項第8号	徳嵩 陽子	佐倉市民生委員・児童委員協議会理事
11	保護司	第2条第2項第9号	佐藤 英男	保護司会佐倉市分会会長
12	社会福祉協議会運営委員	第2条第2項第10号	戸村 庄治	佐倉市社会福祉協議会理事
13	小学校長	第2条第2項第11号	前田 克彦	佐倉市立寺崎小学校長
14	中学校長	第2条第2項第11号	山口 俊久	佐倉市立臼井中学校長
15	高等学校長	第2条第2項第11号	弓削 直樹	千葉県立佐倉西高等学校長
16	高等学校長	第2条第2項第11号	仲野 仁	千葉県立佐倉東高等学校長
17	青少年相談員	第2条第2項第12号	佐藤 ひろみ	佐倉市青少年相談員連絡協議会副会長
18	識見を有する者	第2条第2項第13号	中村 恒穂	印旛健康福祉センター長
19	識見を有する者	第2条第2項第13号	水野 守男	成田公共職業安定所長
20	識見を有する者	第2条第2項第13号	佐藤 富秋	佐倉警察署管内 少年警察ボランティア会長
21	識見を有する者	第2条第2項第13号	菅田 平昭	佐倉市青少年育成市民会議会長

	選出区分	選出根拠	委員	備考
22	識見を有する者	第2条第2項第13号	阿部 アオイ	佐倉市子ども会育成連盟 ジュニアリーダー担当役員
23	識見を有する者	第2条第2項第13号	高石 惣一郎	佐倉市体育協会副会長
24	識見を有する者	第2条第2項第13号	川上 いづみ	佐倉市スポーツ推進委員副委員長
25	識見を有する者	第2条第2項第13号	徳永 由美子	佐倉市PTA連絡協議会 西志津小PTA会長
26	識見を有する者	第2条第2項第13号	新田 司	千葉敬愛短期大学専任講師
27	識見を有する者	第2条第2項第13号	今川 哲夫	佐倉市人権擁護委員

**第2次佐倉市青少年育成計画
(佐倉市子ども・若者育成支援推進計画)**

平成24年4月

編集・発行：佐倉市

〒285-8501

佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市健康こども部児童青少年課

電話：043-484-1111（代表）

043-484-6190（直通）

Eメール：jidoseishonen@city.sakura.lg.jp